

第1回 農林水産業・地域産業振興TF 議事概要

1. 日時：平成19年4月18日(水) 13:00～17:00

2. 場所：永田町合同庁舎2階共用第2会議室

3. 議題：各省ヒアリング

「地域の特徴を活かした酒類の製造・販売に係る自由度の向上」(財務省)

「町家や古民家を活用したネットワーク型ホテル構想の実現」

(総務省、国土交通省、厚生労働省)

「シーニックバイウェイの取組支援」「移動型店舗による新たなビジネスの創出」「地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続きの簡素化」(厚生労働省)

4. 出席者：【規制改革会議】

八田主査、安念委員、米田委員

【財務省】

大臣官房文書課企画調整室	室長	古谷 雅彦
主税局税制第二課	課長	佐川 宣寿
国税庁課税部酒税課	課長	小部 春美

【総務省】

消防庁予防課	課長	梅原 直
--------	----	------

【国土交通省】

住宅局建築指導課	課長	水流 潤太郎
----------	----	--------

【厚生労働省】

(シーニックバイウェイの取組支援、移動型店舗による新たなビジネスの創出)

医薬食品局食品安全部監視安全課	課長	加地 祥文
	課長補佐	蟹江 誠

(地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続きの簡素化)

医薬食品局食品安全部新開発食品保健対策室	室長	玉川 淳
----------------------	----	------

(町家や古民家を活用したネットワーク型ホテル構想の実現)

健康局生活衛生課	課長	中垣 英明
	課長補佐	中臣 裕之
	課長補佐	梅澤 雅男

1. 地域の特徴を活かした酒類の製造・販売に係る自由度の向上

八田主査 それでは、第1回農林水産業・地域産業振興タスクフォースの会議を始めたいと思います。今日のヒアリングには、財務省の主税局からいらしていただきました。

私が主査をしております八田でございます。こちらが米田委員でございます。安念委員がしばらくして到着する予定でございます。

今日は、お忙しいところを、税制第二課の佐川課長をはじめ、こちらから御質問した事項について、御説明いただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

早速御説明をお願いいたします。

佐川課長 幾つか御質問をいただいております。基本は私どもの酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の話と、酒類の販売免許に関わります要件の話、大きくこの2つというふうに理解しております。まず、それにお答えしつつ、資料をお手元にお配りしてあるかと思しますので、税制第二課と国税庁酒税課と書いてあります資料で、順次御説明をしながら、御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初の数枚は概要でございます。

1ページ目でございますが、消費課税の概要で、本年度の予算でございます。大きく言いますと、右の円グラフで、消費課税が全体の3割強でございます。左の表でございますが、上から2番目に酒税がございまして、大体1兆5,000億円ということでございまして、なかなか大きい金額ではございます。例えば、下から4番目に関税がありますが、関税が今は1兆を切っている状況でございますので、そういう意味では酒税のボリュームとしては、間接税の中では大きい方というのがこの1ページ目でございます。

2ページ目でございますが、これは、課税の実績でございます。右側の円グラフは、今申しましたように、1兆5,000億円の話で、左側が課税の数量でございます。これが17年度の課税の実績でございますので、先ほどの19年度とは違いますが、いずれにしても、だんだん課税の数量につきましても、課税額につきましても、漸減傾向にあるということではございますが、その中では、ビール、発泡酒の類、いわゆる第三のビールと言われている雑酒が数量でも額でもこういう大きなシェアを占めています。その他に焼酎なり清酒なりと、こうあるというのが全体の概略でございます。

3ページ目でございますが、これが現在の酒税の税率でございます。昨年度18年度からこの税率に改正されておまして、全体、数が多かった区分を4種類に大きく分けまして、それぞれの税率を1kl当たりで定めているということでございます。

これは1kl当たりの数字ですが、例えば一番上の発泡性酒類のキロ22万円というのはビールでございまして、350mlの缶にしますと、大体70円から80円ぐらいの税金でございますので、ほかに比べると、税率としては意外と高い方かもしれません。それ以外にこうした税率が定めてあるということでございます。

4ページ目でございますが、近年の酒類の消費動向でございますが、これは、見ていただければわかりますとおり、横ばいから少し下がり目、成人人口当たりでいきますと、やや下がってきておまして、少子高齢化の影響なのか、若者の酒離れの影響なのか、分析はしきれておりませんが、こういうふうに酒の消費は少し減ってきているというのが最近の現状でございます。

5ページ目と6ページ目が、今主査がおっしゃいましたポイントになりますので、この概要の2ページを中心に御説明をさせていただきます。

まず、酒の免許の概要ですが、酒類の製造については、酒税の保全を図るために免許制を採用しているということで、上の が、酒税は酒類の製造者が納税する仕組みということで、下の酒税法第6条にありますように、酒類の製造者は、製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある。

それから、上の2つ目の ですが、酒税は高率であり、その税収も国家財政上重要な地位を占めているというのは、先ほど数字でお示ししましたが、下の設置法に、財務省の任務として、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現等と書いてございまして、下の4条に、財務省の任務として、酒税の保全というのが任務に掲げられているということが前提でございます。

それから、2でございますが、製造免許については、納税を確保するため、最低製造数量基準を満たすことが要件、これは今回の話でございます。この最低製造数量基準は、採算性の観点から、一般に製造コストを回収するのに必要な水準としているということでございまして、6ページに、主な最低製造数量基準を書いてございまして、御承知かと思いますが、ビール、清酒、いわゆる甲類と言われる連続式蒸留焼酎は60kl、それから、芋焼酎みたいな単式蒸留焼酎が10kl、ワインなどが6kl ということでございます。これは、イメージがわからないかもしれませんが、そう大きな量ではないというのを後で御説明させていただきます。

3. ですが、免許者に対しては、適正な課税を期すため、各種の義務を課し、監督を徹底とあります。酒税は、当然、製造者が申告納税方式で納めるわけでございますので、その にありますように、製造過程、流通経路等を確実に把握して、酒の製造者及び販売業者に対して、製造、貯蔵、販売に関する事実について記帳義務を課すということによって、酒税の保全を確実にしているということでございまして、2番目の ですが、酒税事務に従事する税務職員に対して、酒類の製造者及び販売業者への質問検査権を付与しているということが基本でございます。

それで、御質問でございますが、質問の最初のところが、製造コストを回収するのにこの水準があるというふうに言っているけれども、そういう水準というのは、投資なり人件費なり、もろもろのコストを総合的に勘案して事業者自身が経営判断すればいいのではないかと関係するのだと思いますが、そういうものが小規模事業者の参入障壁になっているのではないかとというような御質問が と でございます。

そこにつきましては、今御説明した概要でございますけれども、基本的に酒税は、法人とか個人のような事業所得と違って、黒字になって納めるということではなくて、黒字でも赤字でも関係なく、赤字企業であっても製造業者はきちんと納めなくてはいけないということが大前提でございます。

したがって、業者の方が簡単につぶれたり廃業したりすると、酒税が入ってこなくなるということが考えられますので、そこは普通の法人企業とは違うということがありますので、まずそこを確保したいということで、採算性というのを我々は言っているわけでござ

ざいます。そういう意味では、一般に採算のとれる程度の製造規模である必要があるというふうに思っています。

それで、御質問のところは、でも、コストというのは本当に製造数量なのかという御質問だと思えますけれども、それぞれによってコストが若干ずつ違うというのは、当然おっしゃるとおりだと私も思いますが、そうは言っても、こういう商品 sells するというふうに免許の申請者が言ったときに、その商品の今後の販売状況を申請の段階で正確に判断するというのは大変難しい課題でございます。全国的に税務行政をやって、免許を税務署長が出すというときに当たって、ある程度簡便で採算性がとれるというような客観的な基準がないと、なかなか行政の方もコストがかかって、あるいは客観性がない、透明性がないという判断になるんだろうというふうに思います。したがって、こういう基準があるということでございます。

そこで、具体的な話ですけれども、先ほどの6ページが一番上のところなんですが、それぞれ値段が違うので、きちんとは言い切れないんですが、ビールの60klというのは、350mlの缶で仮に大体200円ぐらいだとすると、売上は3,000万円強ぐらいの売上でございますが、あるいはその下の、いわゆる芋焼酎みたいなものは10klで一升瓶を幾らと換算するかにもよるんですけれども、そういうものが仮に1,500円ぐらいだとすると、売上で800万円ぐらい。

ましてワインの6klで、仮に大体1,000円ぐらいだとすれば、これも800万円ぐらいの売上でございます。こういうレベルだというふうに考えますと、本当にこれで採算性がとれるのかどうかというのは、もちろん事業者によって違いますけれども、本当に最低製造数量基準というのが参入障壁になっているのかなということもあろうかというふうに我々は考えております。

現実には、最低製造数量基準の前後のお酒をつくっている人たちは経営は悪く、一般的に赤字企業が多いと考えられます。そういう人たちが、もちろんいろいろなファイナンスをしながら、きちんと経営は回していただいているんだと思いますけれども、そういう中で、先ほど申しましたように簡単につぶれてしまわれると、酒税の保全というところに効いてくるということだろうと思っております。

それから、繰り返しになりますが、御参考までに、資料の12ページ、これはいわゆる特産品を使用した地域振興で酒をつくっているケースというのはあるだろうかと、我々、ニュースでよく見聞きしますものですから、自治体のホームページを見たりして、ざっととりあえず拾ってみたんですけれども、結構ございます。現行の免許制度の下でも、ざっとホームページで拾っただけでもこれだけの地域振興の酒というのはつくってしまっていて、具体的にどういうニーズがあるかということも全部はもちろん私も知っているわけでもありませんが、これを見る限りにおいては、相当な新規参入があるのではないかなと考えられます。あるいはどのぐらいの参入障壁が具体的にどのぐらいあるのかなというような印象を持ったわけでございます。

それから、7ページでございますが、そういう中で、先ほど申しましたように課税をきちんとするためにも検査をしなくてはならないということなのですが、正直申し上げまして、どのぐらい今、国税当局で税務の執行体制があるのかという簡単なグラフですが、仮に10年さかのぼってみると、国税に限りません。公務員全体が削減されていますから、全体に減っているのですが、仮に10年を見ると、国税庁全体としても2%ぐらい、5万7,199から5万6,185、1,000人ぐらい減っているわけですが、その中で酒税担当がどのぐらい減っているかという、1,196から1,102人と8%ぐらい、かなり減っています。これは国税庁の中の話ではないかと言われれば、そういうことかもしれませんが、最近では企業が大変国際化し、広域化し、情報化していて、やはりそういうところの人を増やさなければならぬ。あるいは一般的な法人税や所得税の滞納を一生懸命減らさなければいけないというので、徴税部門も人を増やさなければならぬ。全体がこれだけ減っている中で、ぎりぎりそういうところに人を手当てすると、いろいろなところにしわ寄せが来るということでございます。

備考にありますけれども、酒の製造場が大体6,000場。販売場が21万場ぐらいありますが、これを内部の事務を含めて1,100人で見るとということになります。これはなかなか大変な実務でございますし、こういう定員状況の中で、全体の中を見まして、これ以上さすがに酒税の定員を増やすというわけにはいかない状況にもなっております。

それから、8ページでございます。その中で問の3に関連するので、どぶろくの御質問でございますものですから、どぶろくの経緯だけ申し上げますが、今申し上げたような執行管理の話、あるいは採算性の話という大きな話の中で、構造改革特区の議論が数年前にございまして、平成15年10月からいわゆる「どぶろく特区」というのが施行されているわけでございますが、左側の箱にありますように、もともとどぶろくの場合は6klという最低製造数量水準があるわけですが、これを特区の中で認めるに当たっては、政府・与党の中でも、相当御議論があったわけでありまして、そのときの御議論の中で、本当に採算性がとれるのか、あるいは本当に課税の公平が保てるのかという意見がある一方、どういうふうにしたら、地域の活性化というか、グリーンツーリズムということからやれるのかという意見もあり、右に書いてありますように、農家民宿や農園レストランを営む農業者が、自ら生産した米を原料として製造すれば、コストも下がるし、あるいはどぶろくそのものの性格からいっても、転々流通しないわけですから、腐敗しやすかったりするものですから。そういう意味でも執行管理上、あちこち追いかけていくということまでも、ほかの酒と違って、そんなにしないのではないかとということもありまして、いろいろな御議論のあった末に、どぶろくだけ実験的にやってみましょうというのが当時の構造改革特区の皆様方の結論であったわけでございます。

それで、9ページなのですが、評価委員会というのが構造改革特区にございまして、15年の10月から始まっているんですけども、なかなか業者の数がそろわなかったところもありまして、評価が17年ぐらいから始まって、17年に一度調査を我々はしまして、18年

の1月に出た評価委員会の評価意見の、これはほとんど全文でございます。

それで、評価は別途行うということで、まだ定まっていない。

それから、評価の判断の理由は、全国展開をするかどうかについては現時点では判断できない。

今後の対応のところですが、上のワンパラグラフのところは、要するに、役所によれば、認定特区において記帳が正しく行われていない等の非違が多数確認されたとのことである。また、本事業の実施に伴って酒税の指導・調査事務が増加し、税務執行コストの増大が懸念されるとのことである。

その下ですが、一方、評価委員会においては、記帳等の事務が製造業者にとって過度に負担ではないか、税務執行コストの縮減についての工夫の余地があるのではないか、適正な税務執行の必要性に鑑み、本特例は引き続き特区で実施することが適当ではないか等の意見が示された。

下線部になって、認定特区におけるどぶろく事業者の納税申告実績、法令違反の発生状況等について調査を行いなさい。当該結果について、18年度下半期の評価の時期に、もちろん評価委員会に報告してください。本特例の全国展開に係る評価は、報告を踏まえて、別途評価委員会がやりますと書いてあります。

その評価の実施状況の調査が次の10ページでございます。17年9月から18年8月にかけて63場ありますが、免許付与後間もないところは除き、59場調査をしました。前年度と今年度で書いてありますが、まず、納税の申告実績ですと、期限後申告が7場、期限後納付が6場、過少申告が7場、2番の法令違反の発生状況ですと、記帳義務不履行なり、各種の義務不履行がこのくらいありますというようなことでございます。

というのが御報告をさせていただいた内容でございます。

11ページは御参考でございますが、先ほど申しましたように、要するに、最低製造数量基準がどのくらいコストという意味で実績として見れるのかということ、これは国税庁の資料でございますけれども、例えばビールの場合、地ビール60klでございますが、大体こういうような営業利益の感じになっているということにして、やはりある程度の規模を確保しないと、なかなか経営も大変であるというファクトでございます。

12ページは、先ほど見ていただきましたので飛ばしていただきまして、最後13ページ、販売の話でございますが、10条に、製造免許等の中に販売もあって、ポイントは下でございます。酒税法関係で一番下の3、一般酒類小売業免許の取扱いでございますが、申請者等は、販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所要資金等並びに必要な販売設備を有している者と書いてございまして、要するに、製造業者が税金を納めるんですけれども、販売業者に売ったときに製造業者が倒産して、例えば売掛金が回収できませんというのでは、きちんとした納税にならないので、販売業者もきちんと消費者にまで転嫁をしていただき、製造業者から買ったお酒についての代金はきちんと払っていただきたいということが酒税の保全の大前提でございますので、そういう意味で、こ

という要件が販売業者についてもあるというのが13ページでございます。

若干長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

八田主査 どうもありがとうございました。

徴税コストの話と、採算に乗るか乗らないかということと2つあったと思うんですが、ある一定の数量以上のところは採算に乗るとして税を取っているが、それ以下のところは取らない、というわけですから、税収の観点から見たら、もったいない話をしていらっしゃるんじゃないかなと思います。ある数量以下のところでも採算に乗る会社もあるし、乗らない会社もあるだろう。しかし今は、今は一切酒を造ってはいけないというわけです。それよりは、税をかけた上で、つぶれるところはしょうがないが、採算に乗るところは経営してちゃんと税を払ってちょうだいという方が自然だと思います。自分で採算に乗るよと言っているところに、いやあ、あなたのところは乗るはずがないと言する必要はないんじゃないかというのが私どものポイントなんですけれどもね。

佐川課長 冒頭申し上げたんですけれども、そういう意味ですから、本当に乗るよと言われて、収支の見込みなり、財務諸表の見込みなり、そういう事業計画をきっとお出しになるんだと思いますけれども、本当にそれで乗るのかどうかというところをどう見るのかというのはとても難しいんだと思います。

八田主査 結果で決めればいいことで、官がそんなことを見ることはできないわけですから。

佐川課長 ですから、両方申し上げているのは、採算性の話と、税務執行のコストパフォーマンスの問題もあるわけです。

八田主査 税務執行の話は後ですることにしましょう。

佐川課長 税の保全上の問題と税務執行コストは、表裏の話でございますので、パッケージの話としてこういう規制があるんだというのは御理解いただければと思います。

八田主査 この表に出てくる規則の理由としては、あくまで採算に乗るか乗らないかということが書いてあって、必ずしも税務執行ということは書いていないですよ。

佐川課長 それはそうです。

八田主査 採算が乗る乗らないにかかわらず、小さいところは税務執行のコストがかかると思うんですね。

佐川課長 かかります。

八田主査 だから、話を2つに分けたいんです。採算に乗るか乗らないかというのは、先ほど申し上げましたように、生産可能なのに、現在は生産を禁止している農家を対象に課税しようという話です。税を払えるところからは税を払ってもらいましょうということですから、何もマイナス面がないと思うんですよ。

佐川課長 その話はそういう見方かもしれませんが、この最低製造数量基準を決めている採算性の話のちょうど裏側に、税務執行のコストというのは必ずくっついている話でございます。そこは、例えばどぶろくの話ですけれども、どぶろくはいろいろ経緯があっ

てこういうふうになっていますけれども、どぶろくのところに、例えば今のうちの税務の職員が検査に行きますというときには、とても遠いんですね。場合によっては、片道3時間ぐらいかかるような話もありまして、それは今、八田主査がおっしゃるように、税金が取れるかもしれませんよね、それはやればいいじゃないですかというのと、税務執行コストもやはり合わせて考えざるを得ないだろうと思います。

八田主査 その場合は、普通に考えたら、税を取るべきでないのではないのでしょうか。小さいところは自由にやりなさい、そして、取れるところから取りましょう。あまり遠くにあるようなところは、一律非課税ですとしゃえばいいじゃないですか。経済活動を自由にやることを制限する理由が、税務執行のためだというのは、順番が逆ではないかと思うんですね。

佐川課長 大変恐縮ですが、税というのは、国民の皆様から徴収して、それで国民のベネフィットになるようにどう配分するかというのが財政全体のシステムだから、税の公平というのはとても大事だと思っています。今、八田主査がおっしゃったように、そんなところ取ないでいいのではないかとおっしゃるのは、やはり問題があると思います。

八田主査 じゃ、公平のためには金をかけて徴収したらいいじゃないですか。最初から大量に生産できるわけがない。それをつぶしてまで税の執行のコストだけを短期的に考えるよりは、金をかけても徴収するか、それとも最初からそれなりに規則を透明にして、小さいところは徴税のコストがかかるから外しますということにするか、どっちかじゃないですか。

佐川課長 そこは、バランスだと思います。徴税コストも大事だし、今おっしゃったようなことも大事だし、公平性も大事で、そういうバランスの中で最低製造数量というのが、採算性のところでこのぐらいの基準に今あるというのは御説明したんですけども、そのところのバランスではないかと思ひますし、現実に後ろのページで示したように、本当にどのぐらい障害になっているのかということもあろうかと思ひます。

八田主査 ちょっと1つだけ。それで、僕は徴税のために山奥まで訪ねていかないといけないから、一切製造させないということが.....。

佐川課長 1つの例を示したということでございます。

八田主査 でも、基本的にそういうことですよ。営業の自由を冒してまで、「徴税に金がかかるから、少量生産の農家には一切製造させない」という理屈が通すためには、製造単位ごとに、徴税コストのきちんとした統計をつくって、あまりに圧倒的だからやめていくんですという説明が要るんじゃないかと思うんですね。

佐川課長 我々が言っているのは、基本的に酒税を保全したいので、経営がきちんとしているところに免許を与えましょうと言っているのが根本なので、徴税コストのみで議論をしているのではなくて、パッケージの話だと思っております。

米田委員 先ほどから採算のことを再三言われておりますけれども、単独でなく、兼業でこの事業をやるケースもあると思ひます。私は、地方を回っていますと、地方の名産酒

を作りたいという会社に出会います。地元のこういう材料を使って、うちの田舎ならではの酒を売り出せば、観光とミックスしてこの地域が振興できるのではないかという例です。その場合の採算というのは、酒だけの単独採算ではなくて、いろいろな事業をやる中で、お酒も作って、全体の採算をとるといいう形が多いわけです。そのときに、教えていただきたいんですけども、兼業会社、ほかの事業をやっているところがどぶろくをつくるということは、ある一定の条件を満たせば認められているんですか。

佐川課長 どぶろく特区の場合はまさにそういうふうになっていまして、今、米田先生がおっしゃいましたように、本当に酒の免許だけで見るとはなくて、8ページの特区の法律にまさにこういうふうなことが書いてあるんですが、都市と農村の交流の活性化に資するよう、農家民宿や農園レストランを営む農業者が、自分でつくった米を原料としてどぶろくを製造すれば、今、米田先生がおっしゃったようなことで何とか採算もとれるかもしれない。あるいは構造改革特区ですし、グリーンツーリズムということですから地産地消が適当ではないかといったいろいろな議論の中から、何とかこういう形で、今実験的にやっているということでもあります。

米田委員 多くの地方へ行くと、こういう要望が出てくるのは、地方を活性化させたいという地域おこしの中で名産の酒をつくりたいと。名産の酒というのは、大量に作って売るよりも、少量作ってプレミアムをつけて、みんなにもっと高く買っていただきたいとか、特徴のあるものを出したいということで行うわけです。制限緩和の要望が起きるところは、兼業スタイルでも起きるということをまず念頭に置いて、単独の採算だけで見るといいう面的な見方を少し改めていただきたいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

佐川課長 すみません。そういうところもあります。その前に1点だけ申し上げると、今のお話ですと、まさに地元で作ってほかにもいろいろ売って、それで自分たちの地域のPRをしたいというぐらいの量というのであれば、例えば先ほど申しましたように、ワインとかしょうちゅうですと、大体800万円ぐらいの売上のお話なので、本当にごくごくわずかで地域おこしみたいなことに、100本や200本の世界ではならないんだろうと思います。

八田主査 どんな商売でも、最初は小規模なところからかスタートしないといけない。

佐川課長 収支を見せていただくということになると思います。

八田主査 それで小さいところからも始められるようにしましょう。

佐川課長 先生おっしゃるような御意見もあると思います。

米田委員 小さく産んで大きく育てるといいうこともあるし、試験的にまず作ってみて、みんなの評判がよければ増やしていくというビジネススタイルも多く考えられるわけですから、そこに、小さく産んでといいうところの民間の自由を、徴税事務のために制限するといいうのは本末転倒な気がいたしますが、いかがですか。

佐川課長 徴税事務のためもありますし、要するに、どういうふうに採算がとれるかといいうのをどう見るかという話なんですけれども、酒の製造に免許を与えるわけですね。そのときに多分先生がおっしゃっているのは、酒だけじゃなくて全体の経営状況を見てくだ

さいということでしょうか。

八田主査 自分でもうかかっているなら、それでいいじゃないかということですよ。要するに税を取ることが目的なんだから。

米田委員 小さな挑戦から始めないと、どの商品が当たるかわからないという部分もありますので、そこで地域の方々が自分たちで一生懸命いろいろなお酒を作ってみて、やってみて、これが売れたから、地域振興をするからこれでやろうよというような最初の第一歩を踏み出すところを、あまり徴税事務のためにハードルを高くしてほしくないというのがあるわけですね。採算がとれるかとれないかというのは、基本的に事業者の責任でございますから、それを行政側の方が、おたくは採算がとれるから、とれないからというようなことでいろいろ……。

佐川課長 そこだけを言っているのではなくて、採算がとれないと、簡単につぶれてしまって酒税の保全ができないと困りますと申し上げているわけでありまして。

米田委員 もう1つ言えば、先ほどから検査に大変時間がかかると言われていますが、例えばそういうことに対しては、簡易な検査法を導入するとか、代行者を立てるとか、基本的な教育をした上で代行業務をお願いするとかということクリアできると思うのですが、その辺のお知恵はどうですか。

佐川課長 どぶろく特区では、免許の申請も簡易な申請書にしてみたり、集団指導のようなことをやってみたり、地方公共団体にも協力依頼をするなど様々な工夫をしています。

米田委員 大切なのは、民間の方々が小さなことから初めて大きく育てるということで、いろいろな挑戦をしたいと思うところを、これからの社会は奨励していくような仕組みが求められていると思いますが、それについてはいかがお考えですか。

佐川課長 それについては、米田先生がおっしゃったような業者がたくさん日本中にしているわけです。先ほどのページで見ていただきましたように、これだけの業者が地域で自分でついたり、委託しているところもあるかもしれませんが、少量作って地域振興をやっており、どの程度障壁になっているかということではないかと思っております。

八田主査 しかし、それは我々が考えるべきことじゃなくて、やりたいというところがあったらば、やってもらえるようにしましょう、というのが筋だと思うんですね。

ちょっと話は飛びますが、米国にはジャンクボンドというものがあります。小さい会社には危険なものも多いので、小さな会社が発行する社債の投資住宅市場は昔は全くありませんでした。しかし、新進の会社には優秀なものがあるので、新進の企業で見込みのありそうな会社の発行する社債を集めたものをジャンクボンドという投資信託で売り出したら売りに売れました。これによって、アメリカで多くの新しい企業が資金調達ができるようになり、成功しやすくなりました。したがって、小さい企業はみんな、何となく危ない見るよりは、それもチャンスを与えることは重要だと思います。

これまで佐川課長が最低生産単位を下げられないとおっしゃった理由は二つです。第1は、税収が減るかもしれないということ。第2は、徴税のコストがかかるかもしれないと

ということです。しかし、前の話の税収が減るかもしれないという根拠はちょっと変です。もともと一切やっちゃいかんというところに生産を許せば税収はそれなりに入るだろうと思います。

問題は、徴税のコストがかかることだとおっしゃるならば、今の仕切りの製造量を下げたら、うんと徴税費用が上がるんだという実証分析を具体的にお示しいただくか、それとも多少徴税費用が増えても、もう少し範囲を広げていくことによって、元来の営業の自由を守ってあげるか、その辺のことを御検討いただきたいと思うんですね。

私どもとしても、基本的な立場は、原則は営業の自由をできるだけ認めてあげよう。それを規制とか税とかで妨げているようなことがあったら、少しでもハードルを下げてあげたいねということにありますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

佐川課長 どの辺にニーズがあるのかがまだよくわからないところがあります。

米田委員 それをするんでしたら、例えばどぶろく特区というのが認められたら、全国で74件も申請があったということだけでも充分ではないですか。例えば特区を認めると、全国でいろいろなところがそういうことで参入して、いろいろな挑戦を始めるという可能性が大いにあると思います。特区の中でもどぶろく特区というのは、比較的適用された、申請されたところが多いということでも有名な特区でございますので、潜在的ニーズがあるかどうかわからないという佐川課長の言葉に対しては、どぶろく特区を見てもわかるように、1つを解禁しただけで74件の申請があるというぐらい、潜在的ニーズは大きいというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

佐川課長 どぶろく特区は、ここにありますように、80場ぐらいあるわけですがけれども、今まさに評価委員会とのキャッチボールの中でこういう調査を出させていただいて、なかなかこの評価の固まっていないところがございます。

米田委員 まず評価するということよりも、チャレンジする人たちをいかに増やしていくか、小さな事業の創意工夫をいかに高めていくかという方が、今の時代は地方活性化のために……。

佐川課長 おっしゃっていることはわかります。ただ、どぶろく特区についてどう思われますかということでしたので御説明しました。

米田委員 例えば、生産的ニーズがあるかどうかわからないから検討しないというふうにおっしゃいましたけれども、それにつきましては、どぶろく特区の申請件数を見てもわかるように、潜在的なニーズは多いと見込まれますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

古谷企画調整室長 税当局がやや慎重になりますのは、冒頭申し上げたとおり、酒税の性格によるものであります。試験的に作ってみて、収支が上がらず、会社が倒産したとしても税は納めていただく必要があります。税収確保というのは、法人税とは異なり、仮に倒産したとしても、租税債権としては残るものですから、かなり重い和我々は思っています。

米田委員 それは、始められるときに相手の企業にきちんとそここのところを説明されて、義務があるということがわかっていて。

古谷企画調整室長 冒頭申し上げたとおり、将来的に採算が、この事業は乗る、この事業は乗らないということを、税当局として個々に判断するのは難しい。そこで一律の基準を策定しているということを申し上げましたが、租税当局も、経済の自由な活動を理解しないわけではないんですけれども、酒税が、特に法人税、所得税と異なり、酒類の消費に負担を求めているので、仮に製造者が倒産したとしても租税債権を払ってもらわなければいけない、その徴収に行かなければいけないということでもあります。

八田主査 周知する必要があるという御趣旨はよくわかります。

古谷企画調整室長 そこはまさに税の公平性の問題にかかわってくると思います。

米田委員 周知しなければいけないということはわかります。しかしながら、周知をしなればいけないために、そういう新しい事業を……。

古谷企画調整室長 周知というのは、税金を取りにいかねばいけないということですね。納めていただくなくてはいかんと。仮に破倒産してでたとしても納めていただくなくてはいけないので、一定の……ということでもあります。

八田主査 それは覚悟しなさいよといいと思うんです。一切やっちゃいかんよという理屈にはジャンプがあるだろうということなんですね。

古谷企画調整室長 そこは、採算性の観点から一定の基準はどこかで引かざるを得ないというのは、仮に倒産したとしても税は納めていただく必要があるからであり、一般の経済活動の規制とは少し性格を異にする、まさに酒税の趣旨だろうと思っています。

八田主査 そこは周知した上でやらせるということだと思いますけれども。

佐川課長 事業者の違いのバランスを最低製造数量でとらせていただいているということです。

八田主査 そこがよくわからないというところですね。そもそも営業は自由なんだから、自由にやってもらって、そのかわり覚悟はしてくださいよというのが筋だと思うんですよ。

佐川課長 一般の法人や個人事業についてはそれはそうです。

八田主査 酒税のことも、つぶれたときにはこういう負担がありますよということを覚悟してもらおうということです。

小部課長 それが結局滞納になってしまうと、さらに広い意味での課税の公平の問題に影響することになります。私どもでも税務署等の担当者ところで御相談をお受けしております。その中で、例えば制度を御紹介したりとか、あるいは採算に乗らなくても結局酒税が残りますよというお話を申し上げると、ああ、そうだったんですかということで、再度検討されているような事例もございますので、その中で自分たちとしてはやれると御判断された方が、先ほど事例でお示したように、実際に免許をおとりになって、特産品の振興をされている。これは現に今我々もその免許の御相談を受けておりますので、そこでできる限り一緒に知恵を出させていただきます。

ですから、その意味でもきちんと周知をすることは非常に重要なことをごさいますて、実は特区の中でも、「特区になったから、免許もとらずに勝手につくっていいんだろ」と誤認された違反事例というのも、先ほどの資料にもございましたけれども、出ておりますので、きちんとその辺を御認識いただくというのは、今の最低製造数量の基準がある中でも難しいところがございます。

八田主査 わかりました。できるだけ営業の自由が与えられて、地域の活性化に資するような方向に御検討いただきたいと思います。

きょうはお忙しいところをお越しくさいますして、どうもありがとうございました。

2. 町家や古民家を活用したネットワーク型ホテル構想の実現（総務省、国土交通省）

八田主査 農林水産業・地域産業振興タスクフォースのヒアリングをしております。私、主査の八田でございます。こちらは米田委員でございます。安念委員が後で到着する予定でございます。

今日は消防庁の予防課の梅原課長にお越しいたさいますして、どうもありがとうございました。

こちらからの御質問は、前に提出ささせていただきますので、早速御説明をお願いいたします。

梅原課長 それでは、1番目でございますが、農家民宿について従来から手当てしてございますけれども、町家、古民家を宿泊施設として利用する場合の取扱いでございます。

これまでの経過を申し上げますと、平成16年に、それまで特区で農家民宿等について一定の消防設備の設置免除ということの取扱いをしまりましたけれども、平成16年にこれを全国に適用するということにいたしております。

昨年、武家屋敷という形態のものを同様の、民宿のような形で活用して、その場合にも消防法上の誘導灯等の設備について、設置を免除するような、農家民宿と同様の取扱いができないかという御要望がでてまりました。これを踏まえて、当時、消防庁で検討いたしまして、武家屋敷に限らず、通知を資料として提出していると思さいますけれども、今年の1月19日に全国に通知を出しまして、武家屋敷だけに限らず、比較的小規模な宿泊の用途に供するものについては、従来と同じような取扱いとするということにござさいますので、町家ですとか古民家もこの通知の中で定めてござさいます一定の要件にはまるものについては同様な扱いができるということに今なっております。

これが1番目でございます。

2つ目は、アパートメントホテルの件でございますが、諸外国で設置されているアパートメントホテルの具体的ないろいろな要件というのを詳しく知っているわけではござさいませんけれども、同様の設置形態のものは国内に全くないわけじゃないというふうに思っております。こうしたものについては、特徴としては、家具だとか調理器具だとかがあっ

て、比較的短期間の滞在旅行者も含めた宿泊が可能であるというような施設かと思えますけれども、国内に既にあるようなものと同様の消防の設備規制で今後も設置可能であるというふうに思っておりますし、現にこういったものを設置されている方から、こういったところが問題であるということで御要望なり、御相談なりを受けているというお話、これまでのところ、我々聞いてございませんので、今後出てくれば、またいろいろな御要望については、お話を伺った上で検討していくことはあり得るかと思えます。

3番目が、ネットワーク型ホテルということで、まちの中にある、これは国内にあるとは私も承知してございませんけれども、宿泊施設と飲食施設とフロントのような事務所スペースと、こういったものを分散して配置するというのではなからうかと思われまじけれども、消防法の規制は、それぞれ1つの建築物ごとに規制がされてございますので、宿泊部分であれば、従来からの旅館・ホテルというような取扱いになると思えます。また、離れたところに飲食店のようなものがあれば、その部分は飲食店としての扱いになると。これを1つ全部集合させてしまうと、消防用設備の規制は建物の規模によって設置していただく設備なりが変わってまいりますから、延べ面積とか階数とか収容人員によって変わってまいりますので、全体を1つにしてしまうより分散する方が、設置される方の消防用設備を設置する上での負担というものは当然軽くなるのではないかというふうに思っております。

ということで、具体的にこれも国内でどうも例がないのではないかというふうに思われますので、具体的な御相談はこれまで受けたことはございません。何かあればお伺いしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

八田主査 どうもありがとうございました。

それでは、米田さん、何か質問ありますか。

米田委員 説明をしていただければと思いますが、農家民宿に対する規制緩和の措置でございますね。それは具体的にどのようなところが緩和になっているのかということと、先ほど、武家屋敷や古民家などについても一定の要件を満たせば同様の緩和という、その一定の要件というものについて御説明いただきたくお願いします。

梅原課長 一定の要件は共通でございます。今お配りしました資料を見ていただきますと、第3というのが1ページ目でございますが、設置が免除でき得る設備の1つが、誘導灯と言いまして、この建物の中にもございますが、どこに避難口があるかということをはっきりさせるための照明の設備でございます。これについては、2ページ目の上から要件が書いてございますが、1つは、民宿でございますから、ガラス戸を開けるとすぐ庭になってしまうというような非常に避難が容易な形態であるというケースとか、あるいは、間に廊下をはさまっていても、廊下に出れば、すぐ避難口がどこかということが見通しがつく、比較的小規模な民宿、一般に民家に近いようなものでございますから、そういう形態のものであるということが1つの要件になっています。

2つ目は、火災の場合に、外に一旦避難されて、安全な場所に逃げていただくわけでございます。そのときにあまり隣との、あるいは塀との間隔が狭くて、開口部から火災が吹き出してしまうようなところを抜けていかなければいけないという困りますので、一定の広さがあるようなところというのが2つ目でございます。

3番目は、対象物側でお客様に対して避難口の案内を行っているというものでございます。こういう3つの要件が当てはまるようなものについては、誘導灯という設備について、地元の消防長の判断により特例の適用が可能であるということにしております。

もう1つ、消防機関へ通報する火災報知設備というのは、一般の旅館などでは500平米ですか、一定規模以上のところにつけていただくわけでございますけれども、これも今の3つの要件に加えて、全体の客室数が10以下であること、電話が常時人のいる場所に置いてあって、どういう通報をすればいいのかということが掲示されてある、こういうような要件のところについては、この設備についても緩和が可能であるということにしております。

これは農家民宿のときに最初に決めた要件でございまして、その後、武家屋敷の活用についての柔軟な対応ということで出てきたときに、やはり同じ要件、これは平成19年、今年出した通知でございましてけれども、同じ要件で同様の扱いができるということにしております。

したがって、武家屋敷以外にも古民家とかにつきましても、この要件に当てはまっていれば、地元の判断によって特例適用が可能である場合があるということです。

米田委員 教えて頂きたいのですが、例えば2階建てですとか、古民家の中には2.5階建てのような3階建てのような建物もありますが、それに対して非常階段というものについては、消防法上の……。

梅原課長 階段は建築物の構造でございますから、階段等の規定は建築基準法の中にございます。ここの誘導灯については、基本的に設置免除できるのは、避難階の部分についてでございますので、通常は1階でございます。1階につけなくてもいいようなケース。

米田委員 2階以上は。

梅原課長 2階部分は、避難階に当たらない場合についてはつけていただくこととなります。避難階に当たらないような2階であれば、つけていただくということです。

米田委員 では、古民家でも2階があれば、2階にはつけなければいけないわけですか。

梅原課長 そうです。

米田委員 それは農家もそうなんですか。

梅原課長 そうです。

米田委員 それに関して規制緩和の要望というのはございませんか。

梅原課長 ないです。これまでのところは聞いてございません。直接屋外の安全な場所に逃げられるようなものについては、誘導灯の必要性は薄いということで、設置の免除をしているというものでございます。

米田委員 それは1階も2階もですか。

梅原課長 1階です。避難階です。

米田委員 2階はつけないといけないんですね。

梅原課長 そうです。

米田委員 それについて、例えば古民家であれば、古民家ならではの雰囲気というのを楽しみたいという観光客も多いように聞いていますけれども、2階は緩和することはできないんですか。

梅原課長 特にそういう御要望もございませんでしたので、これまでそういう取扱いをしてございません。1階部分というのは、先ほども申し上げましたように、窓を、ガラス戸を開けてしまうと、すぐ外へ出れると、そういう避難上の安全性が一定以上あるという要件の場合について免除をしてございます。

米田委員 もう1つ教えていただきたいんですが、さっき、武家屋敷などと言われましたけれども、武家屋敷とか古民家とか、そういうのもどういう種類の建築物でもこういう一定の条件を満たせば、緩和されるということでしょうか。

梅原課長 一番最初は、農家民宿等ということで、農業とか林業とか漁業とか、こういったところのお仕事をされているところでやられる民宿ということを対象にしてございましたので、ある一定の範囲を絞ってございました。今年の1月に出しました通知の中では、そうしたものは特に縛りをかけずに、小規模な宿泊に要する施設ということにしてございますから、古民家であるか、もともとが何であったかということとは問わない。

米田委員 では、1番目の質問はそういうことでよろしいですね。前向きなご返答をいただきまして、ありがとうございます。

2番目のアパートメントホテル、ウィークリーアパートメントに関してですけれども、これにつきましては、このたびの御返答の中には特に.....。

梅原課長 お配りしたのは、通知と問3つについて。2ページのところにございます。という。アパートメントホテル。

米田委員 これは、具体的に相談の中身がないので検討できないということに.....。

梅原課長 特に御要望を私どもお受けしたことがこれまでもないものですから、例えば規制緩和の御要望が仮にあるとして、どういう要件であるから、どんなところを緩和をしてほしいのかという御要望は特に聞いていないということでございます。

米田委員 事務局の方はいかがですか。御要望については・・・

八田主査 要するに具体例を見たいということなんでしょうね。具体的なケースが、こういう場合について、今、消防法が障害になっているという具体例を見せてほしいという御要望ですね。

梅原課長 例えば、具体的にある設備がこういうところでは要らないんじゃないかという御要望があれば、検討のしようもあるんですけども。

事務局 そこはちょっと精査してみます。具体的なものがあれば、またそこは後ほど御

相談という形でさせていただければというふうに思います。

八田主査 2番目と3番目については、こちらで実際の例について、こういうケースについて御検討いただけないかということをお願いするということですね。

事務局 はい。

八田主査 それでよろしいですか。

米田委員 はい。

八田主査 では、1番目については、ほかの規制で障害があるかもしれませんが、少なくとも消防法ではそれが無いということがわかりました。どうもありがとうございました。

それでは、あとのアパートの方は、こちらで具体例を提出させていただきます。どうもありがとうございました。

(総務省関係者退室)

(国土交通省関係者入室)

八田主査 お忙しいところをお越しくださしましてありがとうございました。第1回農林水産業・地域産業振興タスクフォースのヒアリングを今行っております。

私は、このタスクフォースの主査の八田でございます。こちらは米田委員でございます。安念委員が用事があるので、途中から参加させていただくかもしれません。

町家や古民家を活用したネットワーク型ホテル構想というのが幾つかの地方でございますので、その実現に向けて規制緩和ができるべく、さまざまな省庁からいらしていただいておりますが、今日は建築指導課からお越しいただきました。

御質問は前もって提出させていただいていると思いますので、御説明をお願いいたします。

水流課長 国土交通省住宅局建築指導課長の水流と申します。よろしく願いいたします。

お手元にペーパーをお配りしていると思います。問題意識として、建築基準法、御指摘されている部分ですけれども、今日、私の方からは、ホテル・旅館等に関します、主として避難、防火の観点からの規制がどのようになっているかということと、それが今回の御指摘に対して支障ありやなしやということに関する見解を述べさせていただきたいと思えます。

まず、避難の観点から、建築基準法で旅館等につきましては、2以上の直通階段を設けるという規定がございます。四角囲いの下のところでございますけれども、いわゆる2方向避難を規定したものでありますけれども、この規定がかかりますのは、避難階以外の階の宿泊室の床面積が、それぞれの階において100平米を超える場合、2つ以上の直通階段を設けなければならないという規定でございます。

したがって、アンダーラインに書いておりますように、1階は避難階に該当します

ので、1階のみに宿泊室を設ける場合には、その宿泊室の床面積が広かろうがどうであろうが、ここは2以上の直通階段の規制対象にはならないということ。

それから、「また」のところですけども、2階に100平米とか、3階に100平米の宿泊室を設けるといったように、各階ごとの宿泊室の床面積が100平米を超えない場合、これも2つ以上の直通階段を設けなくてもいいということになります。

したがって、町家規模のものをネットワーク型ホテルといいますか、旅館的な用途にする場合、こうした規制が果たして邪魔になるんだろうかということでもあります。

その次、耐火建築物等としなければならない特殊建築物ということで、ホテル・旅館は特殊建築物用途になるんですけども、それは3階以上の階をホテル・旅館にする場合には耐火建築物ということで、鉄筋コンクリート等の耐火性能を有する建築物にしなければならないことになります。

それから、2階建ての場合には、2階部分をホテル又は旅館の用途に供するもので、その部分の床面積の合計が300平米以上ということで、これは耐火建築物又は準耐火建築物ということで、木造ではだめということになりますけれども、この場合も2階部分の床面積の合計が300平米以上ということで、町家クラスは外れるということではないかと思えます。したがって、というところが私どもの見方になるわけです。

それからもう1つ、特殊建築物になりますと、内装制限というものがかかってまいります。火が出たときに、壁や天井に着火して燃え広がるのを抑えるための内装制限でありますけれども、これは、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物の場合、したがって、町家のような木造の場合、ホテル又は旅館の用途に供する部分の床面積が200平米以上のものについては、その用途に供する居室の壁、天井の室内に面する部分、これを内装を制限しなければいけないということでもあります。

したがって、ホテル・旅館用途に供する場合で、その床面積が200平米未満だったらば、内装制限はいいよということになるわけでもあります。

これが避難、防火の規制の内容なわけでもあります。

そこで、いただいている質問に対してでありますけれども、で、ネットワーク型ホテルの例として、京都の例で、京町家を改修し宿泊させる事業を展開している。しかし、建築基準法の規制が差し支えになって、ホテル・旅館業ではない形で短期賃貸物件という形式でやらざるを得ないという御指摘でありますけれども、今申し上げましたように、旅館業法上の旅館であれば、これは建築基準法用途として旅館扱いで、今申し上げましたような防火・避難規定がかかってくるけれども、ただし、町家程度の規模の建築物だったらば、そんなにどれもアウトということにはならないのではないかと。逆に、多くの町家ストックは、恐らく規模的にいって、避難や防火関係がかからなくて使えるのではないかとというのが私どもの考えであります。

その次でありますけれども、農家民泊について内装制限を緩和している。町家や公民館も宿泊施設と利用する場合に、同様の緩和が可能かということでもあります。

ちょっと説明させていただきたいんですけども、農家民宿に係る緩和ですけども、これは、農家を体験合宿で使うということで例があって、旅館業法の施行規則を改正して、客室の床面積の合計が33平米未満のものも簡易宿所営業の許可対象にするという改正がなされた。旅館業法上、簡易宿所であっても、これは旅館業の一類型ということで、そのままだったならば建築基準法上も旅館扱いになってしまうところだったんですけども、そういう小規模なものについてどうだろうか。

特に、このケースは民家ということで、大きな空間の中に囲炉裏があるわけですね。火気使用室と建築基準法では呼びますけれども、火気使用室がある場合に、内装制限がかかるわけですね。燃え広がらないように。ただし、住宅とかそういう用途の場合にはいいことになっているんですけども、農家民宿ということで、それが旅館業法上の類型としてとらえられてしまうと、これはそのままだと、建築基準法では、火気使用室は内装制限対象になってしまう。これは、従来対象にしていなかったものが内装制限の対象になってしまう。また、農家ですから、単純明快なプランニングで、しかも周囲は非常に開放的で、多分避難上支障のないものが多いだろう。そういう実態をとらまえまして、では、客室の床面積の合計が33平米未満であって、各客室から外部に容易に避難できる支障のないと認められるものだったら、これは対象外にしましょうという考え方を打ち出したわけです。

これをそのまま今回、町家に適用できるかということを考えてみたんですけども、町家というのは、一般に間口が狭くて、うなぎの寝床状になっていて、かつ、非常に周密に建ち並んでいますから、避難のことを考えますと、同列に扱えないのではないだろうかというのが私どもの見解であります。

それから、3点目の最後の結論的な部分の問いかけなんですけれども、地域活性化を図る観点から、実現障害となる規制の廃止、緩和などの支援措置いかが、ということでありまして、るる述べましたように、今の基準法の枠組みが町家程度の規模の建築物を旅館として活用することに支障になっているケースが本当にそんなに多いのだろうか。そうではないというふうに考えますので、ストック活用のネットワーク型ホテル実現に大きな支障にはならない、大丈夫なのではないでしょうかというのが私どもの見解です。

八田主査 どうもありがとうございました。

いかがですか。

米田委員 まず、問題点から確認させていただきますが、先ほどから再三、「町家程度の民家」という言葉が出てきますけれども、こちら側にきております要望はもっと広い範囲を含んでいます。例えば武家屋敷、昔の豪農の家、農家でも大きな農家ですとか、歴史的に価値のある古い民家など、決して町家というふうな限られた建築物だけではなくて、もっと広い範囲を指すと考えております。それについて、もっと自由に人を泊めることによって地域活性化を図る、観光振興を図るということにおける規制緩和を御検討いただきたいというお願いしているわけです。もっと広くとらえて御検討いただきたいと思うの

ですが、いかがでしょうか。

水流課長 そういう武家屋敷、豪農民家ということで、相当大きな規模になってきて、そしてその中がかなり部屋数も多く、間取りも入り組んできているということになってくると、これはやはり避難防火上の規制ということになってまいりますので、そこは建築基準法の規制趣旨に立ち返ると、そうした大きなものを前提として考えなさいと言われると、ちょっと問題がまた次元が違ってくるのではないかというふうに思うんですけれども。

米田委員 もう1つ確認ですけれども、農家民宿における内装制限ですが、先ほど33平米以下のものではあると聞きました。それに限って内装の防火の規制が緩和されているということですか。

水流課長 そうです。ですから、それよりも大きいものについては、引き続き内装制限がかかっているということです。もし農家民宿として33平米以上の客室床面積の合計のものを扱うのであれば、それは引き続き内装制限がかかりますよということです。

米田委員 そうなりますと、例えば古い家のよさを味わいながら泊まるということに対して、大幅な制約が生じます。観光的なPR効果があるということであれば、できる限り古民家は古民家として使いながら、そこにおける雰囲気を確認しながら泊まる工夫はできないか。それがつまり文化であり、観光資源になっているわけなんです。こういった内装制限を適用すると、内装を張り替えなければいけないということになって、それが結局観光資源を自ら消去させていくということになりはしないかという気がします。この辺はもっと緩和していいのではないかと考えますが、いかがですか。

水流課長 ここは実態として火気使用室のあり方ということで、小規模なものだったならばということをやっているんですね。大規模なものになってまいりますと、確かに文化的な価値ということはわかりますけれども、一方で、それが燃え広がったときの問題というのは大きくなりますから、ならば、火気使用室というのは個別に区画して内装をちゃんとやっていただくということにして、トータルとして全部が文化的な価値がなくなるという形ではないような、そういう建築上の工夫をしていただくということになるかと思いません。

米田委員 こういう要望が出てきます背景には、過疎が進む地方で、地域の方々に何とか地域を活性化させたいという思いがあって、地域を見れば、歴史的になかなか味わいのある建物が多いと。そういうところにお客様を泊めていただくことによって地域を観光振興していきたいという思いがあるんです。そういうことを実現するために、今の建築基準法が厳しすぎるという。なかなか民宿のような形に移行できないという不満が多数寄せられているんですけれども、そういうことについては、もっと基本的には基準を緩める方向で考えて、多様な民宿を実現していきたいというようなお考えはありますか。

水流課長 防火避難規定自体はベーシックな安全基準なものですから、それを文化的、あるいは地域活性化の要請の観点から引き下げる、緩和するということは、基本的に困難だと考えています。

先ほど来、認識の違いを指摘されているんですけども、私どもは、今の防火避難規定の対象について、あらゆるそうしたストックが対象になるような規模を前提とした規制になっていないと考えるものですから、ぜひ今ある規制の範囲内で活用できるストックでぜひネットワーク型ホテルという構想を考えていただきたい。それでも相当のことが可能になっているのではないだろうか、そういうふうに考える次第です。

八田主査 先ほどの廊下をつくるかそういうことは、ホテル・旅館業に対する規制なわけですから、ホテルというふうに認定されると、ある制限がかかる。しかし、短期賃貸物件だったらかからないから一応使えるというわけです。そうしますと、どう分類するかで変わってくるわけだから、こういうすべてのものというわけではないですが、文化財を、あるいは文化財とも言えないかもしれないけれどもある種の観光的な価値がある古い住宅については、現在、短期賃貸物件に対して当てはめられているような基準でそれを取り扱うというような特例措置を作ってはどうか。防火上の要請と、特に地方振興の要請のバランスをとる工夫があるのではないかと思うんですけども。古い町並み保存のために使われているような特例措置と似たような概念を用いる余地はないでしょうか。

水流課長 利用実態としてそれがホテル・旅館といった利用かどうかということはどういう判断で建築基準法上するかという問題だと思うんです。それは基本的に旅館業の対象かどうかということで判断しているわけですけども、短期賃貸という利用形態が不特定多数の人が、慣れない空間で宿泊をすることによって、非常に火災の危険が大きい、避難上混乱を来すような状況があるというものでないというのであれば、これは今も短期賃貸という利用形態に対して、恐らく特定行政庁は旅館・ホテル扱いをしていないのだと思いますので、そこは建築基準法で防火避難上とやかく言う世界ではないのではないかとこのように思いますけれども。

八田主査 要するにこれはバランスの問題だと思うんですね。実態的には、古い町並みを保存するために建築基準法で例外的な措置をとっているところがあるわけですね。それと似たような形で、ホテル・旅館として認めるけれども、特別の防災に対する注意喚起をやった上で、ある文化的な価値のあるものについては建築基準法の例外的措置を認めることはできないでしょうか。古い町並み保存で建築基準法を適用除外するのと同じ精神でこれを扱うことができないだろうか、という見方なんですけれども。

水流課長 安全規制に関しては相当慎重に取り扱わなければいけないというふうに思っていますので、規模の大きいもの、特に過去に木造旅館の、あるいはホテルでの火災による惨事というものを経験してきていますから、私どもも、また自治体も軽々に緩和ということにはなりにくいというふうには思います。

八田主査 確かにそうですね。しかし、さはさりながら、防火的な措置に対して特段の措置がとられずに、短期賃貸物件として使われている実態がある。それよりは、むしろ短期賃貸物件として、むしろホテル・旅館業と認めた上で特例扱いとして注意を喚起することを含めたある措置をとった方が防火の観点からも望ましいと思います。少なくとも今の

短期賃貸物件として普通に使用しておくよりは、もっと防火的な注意を促す、ある消火栓をつける、そういうような対策で、実効的にはむしろ防火機能を高めるといような形で、ホテルとして認めるといようなことはできないだろうかということなんですけれども。

水流課長 旅館業法の方で、そこを利用実態上、どういうふうと考えられるかということと、建築基準法の方でそれを旅館・ホテルの用途と考えるかということ。これは今は基本的にそろっているわけですね。それを短期賃貸物件という利用形態をどういうふうに関後両方においてとらえていくのか。これは大きな問題だと思うんですね。

八田主査 確かにウィークリーマンションのときに起きたような問題とちょっと似ていますよね。

水流課長 ややもすれば、こういうものはすき間をついてきていて、そこら辺、規制の方はあまりそういうものに対して安易に対応してしまうと、かなり混乱を来してしまうと思うんですね。

八田主査 確におっしゃるとおりなんですけど、もともとがある意味で断絶的でなくて、連続的なことに関してどこで切るかということだろうと思うんです。安全も重要だし、ほかのことも重要だとすると、安全性に対する特段の配慮をした上で何かできないだろうかということなんですけれどもね。そうすると、ホテル・旅館業法との整理がどうしても避けられないということですね。

水流課長 私どもは、今の整理というのは、旅館業法で旅館・ホテルというものと建築基準法上、旅館・ホテルというものは、基本的に一致しているものというふうに取り扱っていますので、その上で建築基準法は規模で線を引いて、防火規制、避難規制をやっています。

米田委員 前に戻るようで恐縮ですが、歴史的な建築物ですとか、古民家とか、豪農の家というのは、結構平面的に見るとシンプルなつくりの家も多いようです。例えば面積で100平米以上とか200平米以上とか制限がございますけれども、そういった面積で一律に割り切れるものではなく、建物を見ていただいて、こういうつくりであれば、100平米を少し超えているけれども、避難はしごをつけるとか、泊まる方への周知を徹底するとか、そういう代替措置で、建物を古いまま、良さを活かしながら宿泊施設に使っていただけたらというようにもあり得るのではないかと思います。先ほど八田主査の方から言いましたけれども、特例的なものですか、個別に審査して、もう少し基準法を柔軟に運用することによって、多くの古民家を宿泊施設として活用して地域を活性化するというのも重要だと思いますが、柔軟な運用を前向きに考えるということはいかがでしょうか。

水流課長 安全規定に関しては、あまり安易にやっけてしましますと、非常に乱れてしましますので、相当慎重に対応すべきだと思うんですよ。特例措置みたいなものは、本当に個別具体の事例に即して判断ということになってくるので、それは建築基準法自体の問題というよりは、むしろ条例の世界になってくるのではないかなというふうに思いますけれども。

米田委員 できるだけいろいろな古いよきものを感じながら、それを観光資源に変えていけるように、難しいということはお伺いしましたが、前向きに、もっと多くの民家を宿泊施設として活用できるように、ぜひ検討していただきたい。

八田主査 本当に狭いところの町家で、火事が起きたらとんでもないことになるというところを、今は短期賃貸でやっているかもしれないけれども、そこをホテルにしてくださいというのは無理があると思うんですね。そうじゃなくて、防火についてはそれなりの措置を講ずれば、例外的な措置をしてもそんなに危険がないだろうと見ることができる例をこちらが挙げて、それで御検討を、そのときにまたお願いしたいというふうに思います。御趣旨はよくわかりましたので、こちらも、こういうものの必要性があるという要望がいろいろあるので、それらの具体例をまずお見せしてから御相談したいと思います。

よろしいですね。

米田委員 はい。

八田主査 きょうはお忙しいところをお越しくださしまして、どうもありがとうございました。

八田主査 それでは、これに関して観光事業課の方から御説明をお願いいたします。

国土交通省担当者 建築基準法の関係は先ほど水流課長様の方からお話があったことでございますけれども、今度、旅行業法の関係で何がネックになるのかという点だけ御紹介をさせていただきたいんですが、旅行業法は御案内のとおり、運輸あるいは宿泊のサービスを媒介、仲介、斡旋するということで登録が必要ですよという規制をかけているところなんですけれども、はっきり申し上げれば、適法に営業されているものであれば、何ら問題ないわけでありまして、もし仮に何か引っかかるとすると、お手元にお配りした資料の2枚目の方に、旅行業法の13条の第3項の抜粋を添付させていただいておりますけれども、要は、法令違反のサービスを扱ってはいけませんというのがあって、もし仮に当たるとしたら、この部分なのかなというふうに思います。

ただ、これは極めて当たり前のことを言っているわけございまして、先ほど来議論されているような建築基準法であるとか、旅館業法であるとか、そのあたりの整理がきちとなされて、適法なサービスを提供されるのであれば、全く問題はないということになります。

私はこのバッジをつけて日々頑張っておりますので、観光振興という面と、もちろん安全も大切だと思っておりますので、うまくバランスをとっていい結論になっていくといいなと思っておりますけれども。

すみません。よけいなことを申しましたが、旅行業法の関係では、極めて単純ですが、以上です。

八田主査 基本的には基準法の問題だということですね。

国土交通省担当者 そうですね。ほかの法令の関係で問題がなくなれば、喜んで旅行会社も取り扱わせていただくということになります。

八田主査 わかりました。どうもありがとうございました。

3. シーニックバイウェイの取組支援、移動型店舗による新たなビジネスの創出

八田主査 それでは、お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございました。第1回の農林水産業・地域産業振興タスクフォースのヒアリングを続けさせていただきます。

私が主査をしております八田でございます。こちらは米田委員であります。こちらは安念委員であります。

今日は、シーニックバイウェイの取組支援に関して、厚生労働省さんにこちらの問題事項を提出させていただいております。食品安全部監視安全課長さんからお話を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

加地課長 私、4月1日に変わりました、前の桑崎課長から引き継ぎました加地と申します。よろしくお願いします。

それでは、私の方から、今お手元にお配りしましたシーニックバイウェイの取組支援ということですが、まず、基本的なところでちょっと誤解があったのかなと思います。短期の仮設、特に行事・祭り事の際に仮設で営業する場合に許可不要というふうに御理解されているかと思われたんですが、実は、行事・祭り事の際の仮設施設であっても、基本的に営業ということで、営利を目的としたものはすべて業許可が必要でございます。

ただ、行事、祭り事の中で、非常に公共性の高いもので、かつ、ざっくばらんに言うと、例えば大学祭で学生が屋台を出すとか、国とか自治体が地域の推進のような形で農業祭みたいなものをやって、そこでちょっと出すとか、そういうものについては営業ということではみなせないということで、許可は不要。ただし、そこで食中毒を出してもらっては困りますので、お金は取りませんけれども、実際に衛生的な管理をちゃんとして、品目もある程度限定して、食中毒の出ないような業種、例えば焼きそばとか、おでんとか、そういう限定されたものにして出されているというのが現状かと思います。

ただ、この場合のシーニックバイウェイも、私、ここがそのような公共性のあるものかどうかというのは、これだけは判断できないので、原則論になっておりますけれども、営業を目的としたようなものであれば、やはり許可をとっていただかなければならないだろうと考えます。

ただし、許可基準ということになりますと、これは今、ただ単にコーヒーを出すものと、もう少し凝った料理を出す場合と、当然要件が変わってきますので、その部分は、以前から厚労省としても営業形態に応じた、そこでリーズナブルな施設基準というものを各自治体において設定していただいて、そこは十分しんしゃくしてください。これは、遡れば昭和20年代まで遡れまして、いわゆる魚の行商とか、そういったところの営業形態を何とか食品の衛生行政の中に取り込む中で入れてきた経緯がありますので、昔だったらとろ箱

に車のついたようなやつで行商していたところから、だんだん車になったり、今ではちょっとしたマイクロバスみたいなものになったり、いろいろな形態が出てきておりますので、その部分は十分各自治体で実際に営業許可を出すところが、衛生要件に合致しているかどうかというものを個別に判断してくださいと、そこはしんしゃくできるような規定になっております。

そんなことで、この場合も実は営業とみなすかどうかというのは、その形態といいますか、対象といいますか、そういったところと関係があると思いますけれども、いずれにいたしましても、ここの部分というのは2つの切り口があって、1つは、私どもの方で聞いてみたところでは、行事、祭り事の仮設ではなくて、そこで料金を取ってやっていくということであれば、きちっと許可をとってやっていただく方がいいのではないかとということと、もう1つは、それに当たっての施設基準については、十分考慮して、しんしゃくしていけるのではないかとということでございます。

シーニックバイウェイでは以上でございます。

八田主査 どうもありがとうございました。

そうすると、基本的に行事、祭り事における許可基準と、シーニックバイウェイにおける基準とは同一のものであると。

加地課長 実質的には同一のものになると思います。

八田主査 同様に扱っていくということですね。したがって、特に行事、祭り事が一時的なものであるのに対して、シーニックバイウェイの方は一時的ではなくて、いつも使われるものになると思いますが、そこでの差というのはそんなにないんですか。

加地課長 ないと思います。厳密に言うと、営業許可が要るか要らないか、ケース・バイ・ケースの場合があるんですけども、御質問の中で1カ月とか、夏期とか冬期かという期間の話が出てくると思うんですけども、食品衛生上は期間が短い長いかというのは関係なくて、1日出店しても、そこで中毒を起こせば、それは中毒であるわけなので、期間が長いからということとは、あとは、永続的にやるのかどうかという施設基準との絡みになると思います。耐用年数5年とか10年のコンクリートでやるかどうかとか、それで営業許可が3年になったり5年になったりするんです。そういう意味での期間というのは構造との関連があるんですけども、いずれにしても、どちらかといえば短期で臨時にやるというような施設であれば、あまり期間というのは関係なくなってくるのかなと思います。1日ならいい、あるいは1週間なら許可が要るよとか、そういうことではない。

八田主査 わかりました。

安念委員 そうすると、不特定多数に対して飲食物を提供するという行為がある場合、まず第1の切り分けは、営業に当たるかどうかということになるわけですね。

加地課長 はい。

安念委員 そうすると、第2段階で、各都道府県の条例で具体的に何が要許可の行為、要許可の対象となっているかで次に仕分けがかかると、こういう仕組みですね。

加地課長 はい。その前に、要許可かどうかというのは、食品衛生法では34業種が政令で決められています。それ以外は今度は自治体の条例で上乘せといいますか、幅を広げるということはあるわけですね。

安念委員 そうすると、飲食店営業というのであれば、これは許可を要する。たしか第1号か何かにありますよね。その具体的な許可基準が、例えば北海道なら北海道の条例で決まっていると考えればよろしいわけですか。

加地課長 国では、当初法律ができたときに、準則という形でガイドラインといいますか、お手本を示すような形。それに基づいて各自治体で条例をつくる。その中で個別の基準というのができていくわけですね。

安念委員 そうすると、全国一律にこうなっていますとは言えないという話になるんでしょうけれども、概して言えば、料理というレベルのものになれば、当然許可が要するという扱いになっているだろうと考えられますかね。

加地課長 料理は要りますね。

安念委員 例えば、缶コーヒーを缶のまま出すのは全然問題ないだろうと思うんですが、水からドリップして出すとか、あるいはハイウェイだから酒を出してはいけないけれども、仮に出すとして、例えば生ビールのタンクがありますよね。あれを入れ物に入れて出すと、こういうのだとどんな感じでしょうね。

加地課長 私が言うと不正確かも知れませんが、昔の記憶をたどると、コーヒーだけ出すのであれば、喫茶店営業。飲食店営業よりもっと軽い喫茶店営業というのがあります。ただ、喫茶店も行かれば、モーニングサービスというのがありますよね。あれは飲食店営業になるんですよ。だから、喫茶店と銘打っていても飲食店営業の許可をとっている。じゃ、どこまでが線引きかということ、昔の解釈でいけば、茶菓子までと。お茶にちょっとしたクッキーぐらい、そこまでは喫茶店営業で読みましょうと。

安念委員 喫茶店営業の許可は得なければいけないわけですね。

加地課長 ええ。喫茶店営業になりますと、コーヒーだけではなくてミルクセーキも出せますし、アイスクリームも出せる。そういう形になりますので、そこにどこまで広がってくるかという話もありますし、先ほどちょっと言い残したところで、露店営業なんかも、業種をどこまで、調理品目をどこまでやるかというので、ここまでならいいよ、これ以上はだめよというのがありますね。例えば寿司の屋台というのはないと思うんです。これは、露店営業で出す飲食店営業の中には含まれていないんですね。やはり寿司というのは冷蔵庫があって、ちゃんとネタを新鮮な段階で微生物を増やさないような保管施設がないとだめだと。当然、ラーメンとかおでんというのは露店営業で認められている。これは加熱するからというような、細かいところが切り分けられると思うんです。

安念委員 そうすると、喫茶店営業の場合は飲食店営業よりはる大分ファシリティというのか、施設等の要件が軽くなるんですか。

加地課長 軽くなるし、逆に品目は絞られる。

八田主査 柿の葉寿司なんていろいろなところで売っていますけれども、駅の売店とか、コンビニでもああいうお寿司の類を売っていると思いますけれども、その横に椅子があって、買った人が勝手に食べるというのはいいということなんですか。

加地課長 単に販売されたものを食べるのに、お客さんの便宜を図るためにテーブル、椅子を置いておくというぐらいであればいいと。いわゆる食品販売の範疇に入ると。

安念委員 調理を経ていないという説明でしょう。

加地課長 調理を経ていない。昔、私が知っているのは、パチンコ屋で店屋物をとったときに、パチンコ屋は飲食店営業は要るかどうか。座っていますからね。これは要らないという整理をしているんですけれども。だから、抽象的に言うと、飲食店からとったもの、あるいは販売店から買ったものを食べるための便宜を図るために椅子とテーブルを提供する場合は、それは必要ない。だから、ドライブインなんかでもありますよね。自動販売機があって、その自動販売機で、ただ椅子がある、テーブルがある。それは便宜を図っているので、その施設は要らない。

安念委員 コンビニでも、客がチンしてカウンターみたいところで食べているのがありますな。あれは、客が自分でやっているんだから、店の調理は経ていないから、飲食店営業ではないという整理になっているんでしょうかね。

加地課長 なると思います。自分で電子レンジで加熱する場合は。ただ、今は大体簡単な厨房で、あれは許可をとって提供していますので。

安念委員 そうですよ。おでんや何かをやっていますからね。

加地課長 調理の基準をどこで切るかというのは、河審議員はよく御存じなんですけれども、コンビニの肉まんとか中華まんじゅうがありますよね。あれで、ほっかほかのやつをただ温めるだけは飲食店とは見ないと。ただ物理的に熱をかけてあったかくしているだけということで、当時、もう20年ぐらい前になりますけれども、飲食店営業は要らないという判断をしていましたね。

米田委員 まず、営業行為についての御質問ですが、シーニックバイウェイというような、地元の方々や町おこしのために定期的に観光客を集めているいろいろな飲食物の提供をする場合、例えばその母体がNPOであっても、物を提供してお金をいただければ営業行為ということになるわけですね。

加地課長 もちろん。いわゆる対価を得るわけですから、基本的には営業という形になります。

米田委員 こういう要望がきているということの背景には、なんとか地域をおこしたいということで、例えば夏期休暇の間、7月、8月の週末はシーニックデッキという名前で、コーヒーやジンギスカンを提供したいと考えたときに、実際に業の許可を得ようとするとき、大変な負担がかかるということなんですね。営業をやっている方はすべからず業の許可を得てくださいという原則はお話しいただいて理解しましたが、その次のステップで、営業形態によっては簡素化を考えられないのでしょうか。まちづくりの地域の方が集まって

やるというようなときに、今の業許可の取り方は、いかにも煩雑で、申請は重いのではないかという指摘があるのですが、その方面をもっと簡略化していった方がいいのではないかと思います。その点についていかがですか。

加地課長 これはかなり主観的な話になろうかと思うんですが、煩雑かどうかという部分がいろいろな評価があると思うんですね。もちろん、私なんか、別の役所へ行って何か手続をとろうと思ったら、必ず煩雑だなと。何でこんなにたくさん書類を書かなくてはいけないかということは、皆さんそれぞれ立場が変わると、必ずそう思うことなんですが、ただ、地域おこしということで、同じ地元なわけですよ。保健所があって、その地域で町おこしをしようとしているわけですから、そのところはお互いさまで、事前によく連携をとって、それで前もってこういうお祭りをしたい、町おこしをしたい、こういうものを提供したいと言った場合には、保健所の方でそれはそれなりの便宜を図っていくと。便宜といいますか、親切な対応をしていく、あるいは簡単に、こういうふうにやればできるんですよというような指導とか、そういったことは十分できると思います。

米田委員 先ほど、営業形態によっては、こういう簡単な申請でいいのではないかということを示しているような発言がありました。

加地課長 例えば、車であればしんしゃくしてくださいよ。露店営業だったら、こういう基準を緩和してあげてくださいよ、というようなことです。

米田委員 それと同じように、例えば地域おこし系の市民団体の方々のこういった催し物については簡素化しても良いですという技術的な助言といいますか、ガイドラインというものを示しただくということはいかがでしょうか。

加地課長 ガイドラインというよりも、示し方だと思いますけれども、そういう意味での通知なり何なりを示すということではできると思います。

蟹江課長補佐 本日お配りした資料の最初の回答の2番のところで、北海道の条例の内容を記載しておるんですが、北海道の条例でも、仮設とかそういった場合には、一定のしんしゃくをするような、条例でも決まっておりますので、通常の営業とはかなり差をつけて……。

加地課長 いや、違うんだよ。それはいいと。それはもう出している。むしろNPOの方が来たら、早く簡単な書類で出せないかという話ですよ。

米田委員 ええ。例えばそういうことですね。

加地課長 そこは、同じ手続ですから、あとは恐らくこれが一番大きいのは、受付の窓口の対応であるとか、説明の仕方であるとか、そういったことだと思うんですね。

米田委員 現実問題として、言っただけなんですけど、しゃくし定規な対応をされて困っている方が全国に多くおられるから、この要望がきているのであって、その辺をもう少し楽にしてあげるようなお知恵をいただくことはできないでしょうか。

加地課長 表現的には考えさせていただきますけれども、しゃくし定規でないような明るい窓口といいますか、親切な窓口といいますか、そういうことですよ。

米田委員 それから、あと、このぐらいの基準があればオッケーを出していいんだよというふうな……。

加地課長 それは非常に抽象的ですので、むしろそれは現場、現場でいいか悪いかを判断していただいた方が、しゃくし定規な運用になる危険性はないんじゃないかと思うんですね。

米田委員 ただ、地域振興の観点からいきましても、こういった分野でいろいろな住民の方々がアイデアを出して、地域おこしのためにいろいろなものをつくって供したいということもあると思いますので、その辺はぜひしゃくし定規でない窓口をつくるように働きかけていただくということを検討していただければと思っております。

それからもう1点、仮設についてなんですけれども、仮設は、営業可能日数は7日間までといわれたという話が、シーニックバイウェイの方からきております。例えばシーニックバイウェイだったら、各週末2日、2カ月ということになると、2×8は16日ということになりますが、その場合は仮設ではできないんですか。

加地課長 仮設でできますよ。

米田委員 7日間というのは……。

加地課長 もしかしたら北海道との間での説明の中で行き違いがあったのかもわかりませんが、先ほど言いましたように、ちゃんと許可をとっていただければ、1日でも許可ですし、365日やっていただいても、仮設の状態といえますか、露店といえますか、そういう状態のできるわけですね。ただ、例えば、5日とか7日というふうに決めて、それは営業許可の要らないものだというところの縛りの1つに日数を入れているものもあります。自治体によって。

米田委員 となりますと、1つは、周知の問題があると思うんですけれども、よく食品衛生法に関しましては、大変厳しいというようなお話をいただくことが多いんですが、もう少し簡便にできるものであるとか、仮設であっても日数を問わないような法律であることなどを周知する努力も必要だと思います。ただし、日数に関しては、条例ですね。

加地課長 条例です。もし地域の活性化、地域おこしということであれば、何もNPOだけがやっているわけではないですよ。

米田委員 NPOだけじゃないです。ここはNPOと行政といろいろな方々が一緒になってシーニックバイウェイというのをやっているんです。

加地課長 行政の中には保健所も入っているわけですから、何も妨害をする立場では決していないわけで、一緒の方向を向いているわけですから、むしろこういうのは私の経験から言えば例外的で、むしろ行政が率先してやろうと。村なり市なり町が。そこで保健所も一緒になってやっていこうというふうに思うんですけれどもね。それが生産サイドの農林部局であろうが、一緒に。だから、そこで、じゃ、やりましょうと言ったときに、衛生部局が、そんな木で鼻をくくったようなしゃくし定規な対応をするかということ、私はそこは信じられないんですけれどもね。

米田委員 でも、実際にしゃくし定規な対応で大変な思いをされているので、ここに要望が挙がっているわけです。

八田主査 加地課長のお気持ちとしては、国の方はそういう制約を置かずに、地元での自由を認めているから、そこでやってくださいということだと思います。米田委員のお気持ちとしては、実際に挙がっているケースが、法律上の制約を理由にしてくるというわけでしょう。だから、その具体的な例について調べてみる必要があると思います。現場の人は、あくまでもこれは法律でだめなんだと思っていると思うんですね。

加地課長 えてしてこういう問題は、昔からずっといろいろな規制緩和があるので、原因がわかってしまえば、解決も早いんですけども、どちらももやもやの状態で行っていると、せっかくこちらが汗をかいてやっても、結局問題は全然解決しなくて、5年、10年後の規制改革のところで同じ問題をまた議論すると。これはみんなそうなんですね。

米田委員 実態を精査してこちらもまた提出いたしますので、窓口が解釈における誤解のようなものがあれば、それを解くような前向きな対策をぜひ善処していただきたいと思います。

八田主査 そうなことが起きないように、国として対策をとっていただきたいということだと思います。

加地課長 もう1つも、今のお話で半分は片がついているんですけども、移動型の店舗の話なので、この施設基準については、先ほどの仮設と全く同じでして、その部分は営業形態、営業品目等に応じてしんしゃくできるようになっておりまして、これは通知をしております。

問題は、市と県の境界を超えて営業する場合に、両方の許可をとらなくてはいけない。広域的に移動しながら営業を行う形態ですね。これはずっと以前から問題になっておりまして、むしろ10年前、20年前よりも政令指定都市が増え、中核市が増えていますから、昔、100だったのが今130以上ですから、3割以上そういう自治体が増えたわけですね。そうすると、その分だけ許可をたくさんとらなくてはいけないということでございます。

これは、こう言うてはいけないんでしょうけれども、地方自治の推進ということで権限をおろしたことによって、こういうことになっておりまして、まさに地方自治推進のときに、フルセットでおろすのかどうかという議論がありまして、特に食品の安全衛生というのはナショナルミニマムではないか、地域によって安全性が低いところがあるのかというような議論があったんですね。それは、例えば、ほかの保健医療とか感染症とか、そういったものもあったんですけども、残念ながらあの時代は、とにかくフルセットでおろせ、首長さんも全部欲しいという話だったので、とりあえず、じゃ、やってみますかという形だったんです。それが結局、今、いろいろなところで問題がむしろ大きくなっている状況じゃないかと思ひまして、感染症の方は、実はその反省に立って、また国の権限を強化しました。やはり自治体だけでは調整がつかない。人がどんどん移動しますから。そういう面では、感染症という部分でいけば、国がもう一度きちっとした義務と権限を持

ってやりましょうということで、15年の改正でかなり権限を戻しております。

食品の方は、そういう動きは、例えばO157とかそういったところで出たんですけれども、食中毒事件に対する調査みたいなものはそういう形で国が積極的にやりましょう。ところが、営業許可というのは、むしろ昔から自治体の業務という形で来ていまして、そこで何が一番重要かという、その施設をきっちりと監視するということなんですね。そういう意味から、国というよりも自治体がよかろうということで、監視が行き届くところということで市までおりにしているわけですが、確かにこういう移動型の場合には、そこは県境を超えれば、来た方は何も情報がないわけですので、そこで改めて許可を取っていたかどうかということになるかと思えます。

問題というか、これは私のあれですけども、県内は何とかならんのかと。市と県の関係ぐらいは何とかなりませんかという意識は前々から持っております。どんどん市の区域が広がってきますから。私も地方自治体にいたこともあるんですが、県の立場がないじゃないか。県がだんだん位置づけが難しくなっているのは承知しております。ただ、先ほどの施設基準とかいうものは、実質的には県が条例をつくって、それに横並びのような形で市がそれを採用していますので、施設基準というような面でいけば、かなり統一化はされているかなと。

これは、営業許可ということになりますと、手数料を取るということになりますので、手数料を取れるかどうかというようなこともありますので、その部分をどういうふうに按分するか、整理するかということは、申しわけないんですが、自治体でお考えいただけないかということにもなるかと思えます。

実際、どこということではないんですけども、県の区域と市の区域との間での相互乗り入れをしているようなところもあるやに聞いておりますので、まだ詳しく調べているわけではないんですが、だから、どちらか主体とする営業地で許可を取って、その情報を他の営業に行くところの地域にちゃんとお知らせをして、両方で監視ができるようにする。もし許可を取っていない自治体でやったとしても、これは県の中ですけども、だから、市にとって、県内で何か違法なことをやれば、ちゃんと監視の情報は営業許可を出した市に戻す。そこできっちりと指導していただくというような自治体もあるやに聞いていますので、その辺は工夫といえますか、自治体の努力でカバーできるのではないかと思います。

安念委員 どころ辺まで工夫できますかね。つまり、政令市、中核市だと、県の権限を行使してしまうから、例えばA市で許可を受けたと。B市に車で行って、そこで店を開いたとなると、これは当然ながらB市の許可も得なければいけないわけですね。そこで工夫ということになるわけですが、情報の伝達ぐらいなら、事実行為だから、事実行為としてできるでしょうけれども、法的には情報を流しただけでは許可を受けたことにならんわけだから、とにかく許可を受けなければならんわけですね。そうでない限りは適法な営業となりませんよね。

加地課長 ある自治体で、これはまだ正確に私も確認しているわけではないんですが、

法的にもどうかというのを議論しなくてはならないんですが、みなし規定や相互認証のようなもので。

安念委員 そう。僕も相互認証みたいな、そういうやり方しかないんじゃないかと思うんです。やるとすれば。

八田主査 条約を。

安念委員 そう、国家間のような。

加地課長 みなし規定のようなものを作って、1つの自治体ですね。県の中で、A市で許可を取ったものは、A県でも許可を取ったものとする。だから、A県の中では、A市であろうがA県であろうが、これは営業できますよと。そのかわり情報の共有も全部やります。監視もお互いにやります。それは、事実そういう自治体があるんじゃないかというふうに思います。

八田主査 国がそういうふうに規定を決めることはできないんですか。各自治体で個別にやるけれども、どこかの自治体で許可をやったら、ほかの県でも自動的にというわけにはいかないんですか。

加地課長 それは法律改正ですね。食品衛生法では、いわゆる許可は都道府県知事ということになっていますので、法律改正。

八田主査 今後はそういうふうに分権化するときには、いつもそういうふうな枠を作っておかないと。

加地課長 分権化のときに、結局どんどん小さな枠組みになると不自由になってくるわけですね。逆に道州制みたいに増えていけば、自動的に取らなくてもよくなるわけですね。そこの絡み合いだと思うんですね。先ほども言いましたように、日本みたいに狭い国で、例えばアメリカだってそうなんですけれども、州で流通する食品というのは州政府の許可でいいわけです。ところが、州間取引になると、今度は連邦政府になるわけですね。そういう形だと思うんです。やはり許可と監視というのは両方がセットになっています。日本でも、今、一応は都道府県が単位ですから、その枠組みをどうやって今後とっていくかですけれども、先ほども申しあげましたように、感染症では、県の単位ではあまりにも狭いので、例えば四国は、知事が覚書を結んで、お互いに検査であるとか、医療の協力とかをやりましょうというんです。これは覚書を4知事が結べばいいわけですから。九州でもそうやって、中四国も今そういう動きをされているようですけれども、いろいろな面で、法律とか条例よりも、お互いに首長さん同士で手を結ぶという現実的な解決の方がよほど早いのではないかという気がします。

安念委員 確かに、また県の権限にするだの、さらには国に一元化するとなったら、政治的に大変難しいことになるから、現実には考えられるのは、今、課長がおっしゃったような、工夫のレベルで何とかならないかということですよ。それはしかし、具体的にそういう実例があるのなら、当会議にも教えていただくというのがよろしいんじゃないでしょうか。

米田委員 これから高齢化が進む中で、地方の方々にちゃんとしたサービスとか、物を提供していく中で、移動型店舗というのはすごく重要性を増してくると思いますので、なるべく早めにそういうところで知恵を出していただいて、こういうやり方もありますよというようなことをお示しいただくとか、実際にそうやっている県があれば、それを拾いだしていただいて御報告いただくとか、とにかくこういうことで困っている人がいるという情報もきちんと自治体に伝えないといけないし、こういう解決策もありますよということも伝えの方が円滑になると思いますので、そういう御努力をぜひ国の立場でやっていただければと思います。

加地課長 具体的にそういう問題を我々もちゃんと受信できれば、解決策というのは出てくると思いますので。抽象的だとなかなか難しいんですね。昔は、言ったところが後で袋叩きに遭うという。そんなことは決してありませんので。

八田主査 ほかにありますか。

それでは、どうもお忙しいところをありがとうございました。

4. 地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続の簡素化

八田主査 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。規制改革会議の農林水産業・地域産業振興タスクフォースのヒアリングを行っております。

次は、特定保健用食品に関して、厚生労働省さんにこちらから御質問を出させていた聞いておりますので、それについて御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

玉川室長 新開発食品保健対策室長をしております玉川と申します。

それでは、特定保健用食品の許可等に係る手続等についてということで、いただいた御質問に対して、資料を用いまして御説明させていただきたいと思います。

まずはじめに、横の資料でございますけれども、特保、特定保健用食品全体の話と、審査の流れということを御説明してから、個別の論点について御説明したいと思います。

特定保健用食品というのは、1枚おめくりいただいたこちらのページでございますように、厚生労働省許可特定保健用食品というマークをつけたものでございますけれども、特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができるという食品でございます。体の生理学的な機能とかというところで、保健機能成分を含んでいて、食生活に利用されることでいろいろな血中や何かのコントロールができるなどということでありまして、これを取るに際しましては、個別に国の有効性、安全性に関する審査を受ける必要があつて、これによって許可がなされるという仕組みになっております。

従来は、特定保健用食品というのは1タイプだけであつたわけでございますけれども、17年の2月より少しバリエーションが加わっております。こちらの方に から となつているものがそのバリエーションでございまして、若干科学的な根拠のレベルというのはオ

オリジナルの1番のものに達しないけれども、条件つきで認めているというもの、それから、疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されているということで、疾病リスク低減表示ができるというもの、それから、今回御質問の中でも取り上げられていると思いますけれども、規格基準型といいまして、これまでの許可実績が十分であると、ある程度科学的な根拠が蓄積されているという食品については、審査のところで、個別審査でなくて、規格基準にのっとって許可をするという仕組みになっております。

具体的にどうした流れで許可がなされるかというのが、1枚おめくりいただきました許可申請書というところから、これはどの特保も同じなのでございますけれども、許可申請書が全国の保健所の方に出されるということになっております。それを受けまして、都道府県、厚生労働省と上がってまいります。審査の添付資料というのは、郵送であわせて厚生労働省の方に送られてくるわけでありまして、これらをもとに、薬事・食品衛生審議会の方で主に有効性のところ、食品安全委員会のところで安全性のところを見ていただくというのが原型の審査でありまして、規格基準型の特保については、これまでの知見があるといったところから、赤で括弧している部分について省略しているという仕組みになっております。

ここまでの議論が尽くされたものに対しまして、関与成分について最終的にどれだけ含まれているかという分析をサンプルをもとに、独法ないしは登録試験機関で実際の値を調べまして、それによって許可がなされるといった仕組みが流れでございます。

では、個別の御質問があった事項について御説明をしたいと思います。

まず、特定保健用食品（規格基準型）の審査手続について、現在、厚生労働省で行っているものを都道府県へ委譲できないかという御質問だったと思います。

制度の現状といたしましては、まだこの制度はできて2年ちょっと経ったばかりでございます。実績として許可されたものは9件にとどまっているところでございます。

実際に申請者から書類のやりとり等がどのように行われているかということでございますが、全国の保健所において受付が行われていまして、特に審査に当たっても本省とか試験機関へ直接出向いていただく必要はなく、すべて必要な連絡は郵送や電話などで対応しており、それによって具体的に場所的な意味での不都合といったことは生じていないところであります。

それから、申請受付から許可までの本省における審査期間はおおむね1～2カ月程度というのが実績であります。

審査の体制の確保に当たって我々としてどういうことを考えているかということでございますけれども、都道府県によって規格基準に該当するか否か、あるいは必要な添付書類等に関する判断に差異が生じるかどうか。これは、例えば今までの食品体系と違ったりしますと、それは規格基準からはみ出るということなので、オリジナルの方に戻りますので、その見極めというのが、今までの知見を持っているところで一応判断をするといったことでありますので、それは今の段階では我々の方がスタッフを抱えていると。

なおかつ、実際には見る事務局の中でも、医学的・栄養学的なデータ分析をある程度見なければならぬので、それを年間、通常、普通の特保で 100 件前後ぐらい行っておりますので、そういう中で我々のスタッフは知見があります。これを今まで 9 件といったところを個別に都道府県にばらしても、1 から規格基準のところを審査書類を読み直すというのはなかなか大変なところございまして、現時点で申請者にとって都道府県に委譲したからといってメリットが生まれているということはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

時間の関係で次に進めさせていただきます。

登録試験機関が行います許可試験について、どのような資料が必要となるのかという御質問がございました。

特保の許可の申請に当たって必要になる資料というのは、別添の方につけさせていただいておりますが、告示で別表というところで定めさせていただいております 1 番から 9 番の資料があるうちの 8 番。アンダーラインをしています。栄養成分量及び熱量の試験検査の成績書。この中の関与成分に関する試験検査というもののみを独立行政法人国立健康・栄養研究所又は登録検査機関で行っていただくということになっております。

では、実際にそこでどのようなものが必要とされているかということでもありますけれども、1 枚おめくりいただきまして、そこで行っております試験検査の中身でございますけれども、申請者の方は直接検体を持ち込む。アンダーラインを付していなくて恐縮でございますけれども、下から 5 行目ぐらいになりますけれども、具体的な試験検査依頼の方法は研究所又は登録試験検査機関の定める方法に従うという、実際に、その結果は、(2) にありますように、対策室の方に出てくるわけですが、添付資料という形でどういう作業で分析をしたかというのを登録試験機関からは出していただくということになっております。

続きまして、3 点目の質問でございました。登録試験機関以外の公立の試験機関等で許可試験を実施できないかということでございます。

従来、もともとは独法の国立健康・栄養研究所、ここだけが分析をしていたところなんですけれども、15 年の健康増進法の改正によって規制がある一定の要件を備えた民間の試験機関にも参入が進んだところでございます。現実には 4 機関 12 施設、4 法人 12 施設の機関で登録試験機関の登録が既になされているところでございます。

登録試験機関へ実際に試験を依頼するに当たっては、所在地に出向いていただく必要なく、直接その検体がちゃんと送られて、連絡や何かがすべて行われれば、対応可能ということでございます。

実は、登録試験機関というのは、公立の試験研究機関も登録可能でございまして、4 法人のうち、現に大阪市立環境科学研究所というのが既に登録を受けて業務を行っているところであります。そうした登録制度というのは、一定の中立性とか公平性とか試験能力等を有する機関であれば認めるということでもありますけれども、そこは官民間わず一定の要

件を満たしているかどうかというところだけで判断しているものでありまして、公立の試験機関であるからというのみで民間に対して不当な優位性ということであれば、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。

最後に、特定保健用食品の審査手続の迅速化・コスト削減についてということでございますけれども、17年2月より、今御説明いたしました規格基準型の特保とか、条件付きの特保ということで、申請者のいろいろな審査資料や何かの負担ということについて、一定の制度的な備えをしたところでありまして、また、申請の際の添付資料につきましても、既許可品と関与成分量に変化のないもの、こうしたものにつきましては、一部省略等を認めているところでありまして、ただし、食品ということでございますので、国民の健康の保護ということが一方で失われてはならないところでありまして、有効性、安全性の確保を図りつつ、迅速化とかコスト削減とかということについて、これまでもできる範囲で頑張ってきましたし、これからもそうしたものがいろいろ出てくれば、考えてまいりたいと思っております。

うちの方からの説明は以上であります。

八田主査 どうもありがとうございました。

安念委員 4機関、4法人のうち大阪にも1つ入っていると。

玉川室長 はい、そうです。

安念委員 そうすると、あとの3法人は民間企業ということでございますか。

玉川室長 財団法人が3つほどございます。

安念委員 この要件というのは、まことに素人くさい質問で大変恐縮なんですけれども、人の要件でございますか、機材の要件でございますか。もっとほかに、例えば資本とか、資金とか、そういう経理的な問題とかもございませうか。

玉川室長 はい、登録試験機関の登録要件でございますけれども、健康増進法の方に定められておりまして、例えば出資割合とか、これは中立性、公平性、特別の会社や何かとの関係とかということ、あと、専任の管理者があることとか、業務管理とか制度管理といった規定が必要となっております。

安念委員 分析機器はいかがなんですか。それはほかの人のものを借りても構わないんですか。これは必ず機械が要る仕事ですよ。

玉川室長 基本的には、それをもって登録の機関として業務をやっているものでありますので、いつそういう依頼がきても対応できる体制というのが必要となります。実際には、省令の方で法別表に掲げてあります機械器具、そうしたものをちゃんと備えているかどうかというのを申請に当たっては出していただくことになっております。

安念委員 それで、公私を問わず、今お示しいただいた要件を満たしさえすれば、アプライすれば、それで結構ですよということになるわけですね。その分析機器のようなものは、調査できる話ではないんでしょうけれども、わりに入手しやすく、いろいろなところにあるものですか。つまり、手を挙げてアプライすれば認めてもらえるだろうけれども、

そんなにたくさん手を挙げているところがないということなのか、そもそもそういう機械は非常に高く、持っているところがめったにないからなかなか登録試験機関の数が増えないということなんですか。どういうふうに見ておられますか。

玉川室長 実際に掲げられている機械としては、遠心分離器とか、ホモジナイトとかガスクロとかあるわけですが、1件当たりの登録の実際の手数料は、各機関が18万円ぐらいでやっているものでありますので、異様に信じられないくらい最新鋭の何とかのラボでなければといったものとは考えておりませんので、基本的に……。

安念委員 ガスクロマト、あれは普通にある機器ですよ。それ自体は。

玉川室長 そうですね。食品の検査の機関ということでいきますとほかにも幾つか機械はございますけれども、成分量を測ろうと思えば、備えていなければならない機器ということをお定めしております。

安念委員 そうすると、その機器一式をそろえるのがそんなに難しいというようなものではないと考えてよろしいんですか。ざっくりとした印象論にしかすぎませんけれども。

玉川室長 一般的な試験研究機関であれば、ある程度備えられている機器だろうというふうに思います。それによってそうした事業展開を図ろうと考えるかどうかというのはまた別の話でありますけれども。

安念委員 それは、検査料というか、分析料というか、知りませんけれども、それは法令で決まっているんですか。それとも試験機関が勝手に決めていいんですか。お金を取るんでしょう。手数料を。その手数料は、法令で決まっているんですか。それとも、登録試験機関が自分で勝手に決めていいんですか。

玉川室長 独立行政法人につきましては政令で定まっておりますけれども、各機関におきましては、それぞればらばらな額を積み上げまして、厚労省の方でそれについて認可をしているということです。

安念委員 しかし、直感的な話を言えば、18万では確かに元が取れまいなという気がしますかね。

米田委員 よく、特保の申請をするのに多額の費用と期間がかかるというようなことを伺っておりますが、実態はどういう感じなんでしょうか。

玉川室長 最後の成分量を測るところではなくて、そもそも関与成分のところでは有効なものがあるのだろうか、それから、それが一試験といったことで、ちゃんとある程度の有効なものが出てくるのだろうかといったようなところを積み上げる過程というのが、これはどんな機能性食品についても同じなのかもしれませんけれども、厚生労働省の許可を得て有効安全ということがお墨付きがつくというレベルである程度集めるということについては、いろいろな食品がある中で大変な努力をされているのだというふうに思います。

米田委員 民間の企業が厚生労働省の審査に供する資料をつくるためにかかっている費用が大半であると。

玉川室長 資料と申しますか、そもそもそういう物と申しますか、物質をいろいろとつ

かまえて、それを食品として供せるようなところにもっていくというところまでがかなり大変で、あとはさらにそれを証明するというところが加わってくるのだと思います。

米田委員 期間は大体平均的にどのぐらいか。いろいろなやりとりがあると思うのですが。

玉川室長 そもそも試験研究開発のところではいろいろなこういう物質があるとか、こういうのがいけるんじゃないかというのは、いろいろな試行錯誤をされていることで、私どものところにその時点で出てくるわけではありませんので、それはさまざま。既存の成分に近いような機序がある程度、規格基準型のようなものについては、かなりバリエーションの中で組み立てられるものもあるでしょうし、全く新技術の、今までなかったような物質や何かを使ってということになると、かなり発掘みたいのところ、シーズ探しのところから製品化までというのは簡単ではないとは推察いたします。

安念委員 規格基準型で言えば、審議会と委員会のプロセスは抜けるわけですね。

玉川室長 そうです。

安念委員 ただ、サンプルの検査、分析は当然のことながらしなければならない。

玉川室長 そうです。

安念委員 このところに人手と時間とコストはある程度かかるのは当然のことですね。

玉川室長 これは、そういうことで売り出す以上、メーカーとしてそういうことをちゃんと確認していただきたいということです。

安念委員 とはいえ、審議会、委員会のプロセスが抜けるわけだから、時間だけ考えても、規格基準型というのは大分楽にはなるわけですね。

玉川室長 標準処理期間が通常の特保で6カ月かかるところを、これについては3カ月ということで走っておりますので、それだけ私どもの方も努めて迅速化を図っております。

安念委員 そうしますと、1つの議論は、分析についてはそれを全部省略してくださいというわけにはいかない。食品である以上当然の話だろうと思うけれども、規格基準型にだんだん寄せていくということがどの程度できるかということだと思えます。要するに、これは規格基準型にできるかどうかというのは、知見が積み重なるかどうかということなわけなんでしょう。

玉川室長 そうですね。

安念委員 これは、規格基準型に移行するかどうかの見直しというか、レビューみたいなのは定期的になさるような仕組みになっているわけでございますか。

玉川室長 定期的にといいわけではございませんけれども、そもそも科学的根拠が蓄積しているかどうか、それによりけりということでありますので、私どもの方は、Q & Aという形で、許可等の件数によって保健の用途に係る関与成分であることとか、最初の許可等から6年以上経過していて、その間健康被害が出ていなくて、複数の企業が許可等を取っている、こうしたものをメルクマールとしておりまして、これに従って対応しているところであります。

米田委員 このメルクマールというのはなかなか厳しいようにも見受けられますが、これを緩和するという検討はいかがですか。

玉川室長 特定保健用食品の中で、これまでの食経験とかというところからすると、必ずしも十分な蓄積がないものもございます。一方、こういうものを気にされる方というのは、保健の用ということで必要性を感じているということで、体の調子とかなんとかということも不安定な方もいらっしゃる。そういう中では、ある程度安全性ということを考えてみると、個別の審査のプロセスを省くということについては、私どもの方としても問題ないというふうな確証ということが一方では要るのだらうと思っております。したがって、こうしたものがどんどん蓄積されてきて、こういうものが集まってくれば、これについては大丈夫というのがどんどん広がってくるとは思います。

安念委員 これは、言った、言わないの話になってしまって水掛け論になるんですけども、規格基準でないことだと思えます。本来型とでも言おうか。その場合、全部の審査のプロセス、といっても成分分析が中心なんでしょうけれども、それに2～3億かかってしまって、少なくとも中小企業ではとてもじゃないがアフォードできるコストではないといったような話も、これは別に証拠があって言っているわけではありませんけれども、そういう話を仄聞するんですけども、そういうような話というのはそちらの方に入っていることをございますか。

玉川室長 金額は別といたしまして、一般に、ある程度しっかりとした体制を組んでやらないと、なかなか製品化までたどり着くのは難しいというのは承知はしております。

ただ、先ほど申しましたように、流通している食品はそもそも食品の場合ですから、そうしたものがなくて求められているわけではないんですが、そこに厚生労働省許可という形で表示を認めて、これは個別に審査して有効性、安全性が認められているんですよといえますと、ある程度私どもの方としてもエビデンスというものを示していただかないと、そこまで踏み切れない。特に、最近は食品安全委員会というところで食品の安全に関しましては横断的に見ているということになっていきますので、そのレベルということについてもいろいろと御審議いただいているところでもありますので、事業者の方のいろいろなお考えはあるとは思いますが、私どもは国民の健康ということをどうやってということを中心に考えているところで。

安念委員 食品安全委員会での審査というのは、安全性それ自体の審査なんだろうから、実際にどうするんですか。実験データを取り寄せることでやるんですか。それとも、実際に自分でやるんですか。委員会が。

玉川室長 基本的には、審査の申請書の添付資料に基づきまして、それを書面で審査をしてといったことで審査をされているところであります。

安念委員 しかし、そうすると、添付書類をつくらなければならないわけですね。業者としては。

玉川室長 結局そこで多角的な議論に耐え得るものということになります。

安念委員 それはしかし、どこか専門家に頼んでやってもらわなければならないわけですよね。どっちみち。

玉川室長 自分のところですか、ということになります。

安念委員 ただ米を作っていますというだけではだめですわな。米の成分の安全性。

玉川室長 いかにして有効なのか、いかにして安全なのかということ。

安念委員 どっちみち専門家の手は、自前であろうが、アウトソーシングしようが、くらなければならんコストがそれ相応にかかるということですね。

玉川室長 そこまで経たものが認められたものが特保という位置づけになっているわけでありまして。

米田委員 そのお考えは、もっともな面もありますが、例えば中小企業の方々が健康にいいものを作って認めていただきたいというときに、その扉を開けるような、もっと簡素化された制度があったらいいなという要望があるのですが。

玉川室長 先ほども申しましたように、特保の中でもいろいろなタイプがあります。規格基準のように、比較的知見がそろってきているようなものもありますし、全く新規のところになりますと、それこそ審査する側から見ましても、本当に安全性が大丈夫なのかどうなのかということを見るようなところもありますから、そうした中で、どういうものであれば製品化までの実力があるのかということ、そこは多分企業判断のことでありまして、当省から直接申し上げるのは変な話でもあるんですけども、当初の目的は健康保護みたいなところがありますものですから、まずそこが揺るがない範囲において、実質的なところで、なるべくこういうものであれば簡素化できるということだけ努めているということでございます。

米田委員 あと、申請費用が、先ほど2～3億という話を聞きますが、できる限りもう少し安いコストで審査がクリアできるような仕組みづくりを……。

玉川室長 申請費用そのものはそんなにかからないのでありまして、そこは研究開発費用というところでありまして、そこにつきましては、まさにそこが事業者の創意工夫のところだろうというふうに思います。いろいろな意味で研究環境がよくなって、産学官のクラスターみたいなことができて、そこが発展するということは非常にいいことだと思っておりますけれども、私どもの方は、そこによってうまいこと積み上げられたデータというものをちゃんと確認をしていくというプロセスをしっかりとやるのが職務だというふうに考えております。

安念委員 今の添付書類と安全性の審査ですけれども、基本的には動物実験のデータが必要というような形なんですか。それとも薬の試験みたいに人でないといけないんですか。

玉川室長 人の試験もあります。

安念委員 それはなかなか大変だな。

八田主査 例えば、コレステロールを下げる油がありますよね。この場合、恐らく研究段階でこの成分の製品はこういう効果があるという論文がどこかに出ている。一方で、こ

の製品はきちんとそういう条件を満たした成分を持っていることを検査で証明する、その2つのプロセスがあると思います。そのうち、成分を満たしていることをチェックしてもらうのは、そんなに難しいことでもないような気がするんですが、あとは、論文を引用して申請し、お役所の方で、これは確かに健康増進に役に立ちそうだねということ認めて成分を認めれば済むのだから、そんなにお金がかかりそうな気がしないですけどもね。

玉川室長 食品の場合、実際に消化されて吸収されてといったことで、さまざまな形態によってそういうやり方、なされ方も違って来るわけでありまして。試験管の中で細胞と反応させたから、こういうものが出るからといって、それが消化のされ方とかなんとかということで分解されたりなんとかというところでそのままの反応が出てくるわけではない。そういうエビデンスで開発しているような製品もありますけれども、特保というのはそこを超えて、人でもそれをやってみただけけれどもというのが売りのところなので、そこに逆に差別化みたいな付加価値みたいなところがありますので。

八田主査 わかりました。そうすると、この成分に関してはこういう効果があるということ認めてることで自体に手間がかかるということですね。

玉川室長 基本的に食品でありますので、害があるものというのはいずれでありまして、そこでさらに、いろいろ数ある中で表示の制度で、消費者の判断にも資するようにというところで一定の線を引くとなると、ここまで有効性、安全性が出ているのであれば、認めてもいいのではないかというのがもともとの特保のオリジナルな考え方です。ただ、そうは言っても厳しすぎるだろうというのがありまして、15年改正のところを広げて、条件つきとかというレベルでも認めるところであります。

八田主査 百歩譲って成分表示ということだけは許してあげるとは、おたくの法律に別に触れないわけですね。

玉川室長 成分がもともとその食品としてどういうものが含まれているかというのを表示すること自体については、何ら。

八田主査 カロリーだとか栄養素だとかについて表示することは、別にこの法律で制約がつくわけではないですね。

玉川室長 それは特保の制度とは関係ないものであります。

米田委員 せっかく平成17年2月より配布資料の2から4に展開ということで、従来の制度が厳しすぎるという面も指摘を受けて改善しておられるということですので、さらにそれが中小企業の方々でも手が届くような制度になるように、さらに緩和の方に向かって検討していただきたいと思っております。いかがですか。

玉川室長 中小企業だからということではなくて、申請されるとき書類というのは本当にリーズナブルなものなのかどうかということについては、その時々知見を踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

八田主査 最小化の努力をしているということで、できるだけその努力をしていただきたいわけですけども、ここまでやっているんだよということが……。

安念委員 考え方の基本はわかったような気がします。要するに、根っこは食品なんだと。食って大丈夫というのが満たされていないことには食品ではないんですからねという発想が根底にあってできている制度だということですね。

玉川室長 表示の制度でありますので、流通禁止とかではありませんので、そこで表示をするからには一定のエビデンスをちゃんと備えていただくということです。

安念委員 わかりました。ある意味で薬よりも厳しいんだな。初めから副作用が当然あると思っているのと、食べ物でしょうと。

玉川室長 市場で普通に手にとってそのまま食べられるようなものでありますので。

安念委員 医者が考えながらやるんじゃないかと、万人、だれでも安心して食べられなければいけないという前提でできているんだということじゃないかなと私は理解したんですけどね。

八田主査 ほかに事務局からは何か質問ないですか。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

5. 町家や古民家を活用したネットワーク型ホテル構想の実現（厚生労働省）

八田主査 お忙しいところをお越しくささいまして、どうもありがとうございます。

農林水産業・地域産業振興タスクフォースのヒアリングを行っております。

私は主査の八田でございますし、こちらは安念委員です。こちらは米田委員です。よろしくお願いいたします。

本日は、町家や古民家を活用したネットワーク型ホテル構想の実現ということに関して、厚生労働省の生活衛生課の皆さんにお越しいただいております。質問は、前に提出させていただきましたので、それについて御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

中垣課長 厚生労働省の生活衛生課長の中垣でございます。よろしくお願いいたします。

今、主査の方からのお話がございましたように、ネットワーク型という形で私どもの方に示されております。私ども、旅館業法という法律を所管いたしておりますので、その観点からということでお答えを書かせていただきました。不十分な点等あれば、後ほど御質問いただければ、補足したいと思います。

最初の質問の でございますけれども、民間事業者が複数の町家を改修して宿泊させるということで、地域活性化、観光振興の観点からこういうものを推進すべきではないかというお立場からの御質問だろうと思います。

私ども旅館業法の規制というのは、もともとは公衆衛生の確保ということで入っておりますけれども、その後、昭和40年代に法律が改正されまして、善良な風俗の保持といったものが目的に加えられております。これは、当時、モーテルとかそういったものがかかり広がってきた関係で、学校の近くには作ってはいけないとか、そういった観点で入った規定でございます。

したがって、そういった観点からの遵守が求められますので、地域活性化なり観光振興を進めるという意味でも、旅館業法の適正な遵守ということは図らなければいけないのではないかというのが、まず基本的な立場でございます。

2番目は旅行業法の話でございますので、私どもの関係ではないと思います。

3番目でございますが、アパートメントホテルというような豪華な滞在型のものということで、これがなぜできないのかというようなことでございますけれども、私どもの立場でいきますと、旅館業法上、アパートメントホテルというのが許可の対象にならないということではございません。基本的には不特定多数のものを宿泊させる施設でございますので、そういう意味でいきますと対象になります。ただ、私ども、たまたま東京都に聞いたところでありますと、むしろ用途地域とかそういった問題でなかなか施設が経営できないのではないかとございまして。

が中心のところだと思いますけれども、こういった地域支援を活用したネットワーク型ホテルの実現に向けた取組について規制の廃止、緩和等の支援措置を講ずるべきではないかということでございます。

私どもといたしまして、最初申し上げました公衆衛生の確保、あるいは善良な風俗の保持といったことからいきますと、例えば、点在している施設を1つの旅館・ホテルとみなすこととしますと、客室の衛生管理が不十分になる。ちゃんとチェックできるかどうかということ。それから、感染症、災害、事故等が発生した際の対応が困難になる。今は、例えばSARSとか新型インフルエンザとかいろいろあるんですが、結局入ってきた人のトレサビリティといいたいでしょうか、それは一体どこをどう動いたかというのがわからなくなってしまうのではないかとということ。

それから、善良な風俗の保持ということで、これは基本的に私どもの法律でいきますと、帳場みたいなものを設置しようと言っているんです。それで顔を見て、本当にその人が入ったかどうか。一体どの人がいるのかというのがわかるようにするということ。それから、テロ防止対策ということで、これは1枚紙をつけさせていただきましてけれども、犯罪対策の閣僚会議とかでテロを防ぐために外国人の宿泊の確認みたいなもので、パスポートを見ようとか、いろいろなことをやっております。そういった意味でいきますと、なかなかチェックが難しいのではないかとことから、ネットワーク型ホテル、要するにフロントなり何なりがあって、あとは全然別のところにそれぞれの部屋があるというような形のものについては、旅館業法の立場、公衆衛生、善良な風俗の保持といった観点からはちょっと難しいのではないかとというのが私どもの立場でございます。

八田主査 わかりました。そうすると、フロントをビルの中に入れなければいけないということの基本的な理由は、そこを通る人を見て確かめるためだということですね。

中垣課長 それがまず第1番。

八田主査 とすると、フロントをどこかに一括して置いたとして、その目的だけだったらば、他のホテルの入り口で必ず誰かが見てあれば大丈夫ですよ。

中垣課長 ただ、同一人物であるという確認ができるのでしょうか。フロントに来た人と実際に別のところで泊まる人が。

八田主査 そこが問題だということですね。そうすると、監視カメラで十分。うちの大学で、例えば学長室の入り口にカメラがありまして、壁の向こうに秘書がいて、全部通る人が見えるんです。それもおく普通にできますから。確かに技術が進んでいないときには、帳場をビルの中に作らなければいけないということはわかるけれども、今は楽に、同じ人かどうかは確かめられます。

中垣課長 今おっしゃったみたいに、それがどの程度精巧なもので、本当に同じ人かどうか見分けられるかということが1つあるんだらうと思うんですけどもね。

八田主査 明確にパソコン上に出ます。しかも、普通のパソコンですから、難しいものでもなんでもありません。それが問題ないのなら、これは解決しますね。

中垣課長 それはそうでもないと思いますね。

八田主査 唯一の理由はそれなわけでしょう。

中垣課長 基本的にはチェックというのが一番の問題ですね。

八田主査 技術がなかった時代にできた法律で、それを新しい技術で解決できるということだと考えられると思うけれども。

安念委員 御懸念というか、制度目的はよくわかるんですが、御承知のように、シティホテルだって、実際には誰がどう出入りしているかは全然わかりはしませんね。

中垣課長 でも、客室に入る人は一応見ていることになっているわけですよ。宿泊以外の人は入るなどと言っていますよね。

安念委員 建前はそうなんですが、そうでないような人がうろうろしているのもまた事実で。つまり、結局、どっちみち、どうやったところで100%の管理はできるわけないわけだから、要するに、1棟ごとに帳場を置くことの機能が何かのテクノロジーとか工夫で幾つかの棟に分かれていても可能であるならば、それはエクイバレントなんだから、それはそれでいいじゃないかという考え方があり得るように思うんですが、そうはならんものですか。

中垣課長 帳場の問題をとれば、そこは1つ議論はあるのかもしれませんが。ただ、おっしゃったみたいなのでいくと、90%しかチェックできないからゼロでもしようがないんじゃないかという議論というのはちょっとあれかなと。

安念委員 今のシティホテルだって100%人間をトレースすることは現実問題としてはできないわけだから、90%で我慢せざるを得ないと。そうであれば、このいわゆる「ネットワークホテル」についても、テクノロジーの組み合わせで9割カバーできるなら、それはそれでいいんじゃないかという考え方ですよ。

中垣課長 帳場のところは、私どもとして、目視と同じような形でチェックして、しかもそれが十分な担保があるのかなというのは少しあるので、そうですねとこの場で同意するのは……。

安念委員 統合帳場があるんですよ。そこに行かないと、そこで首実験して宿帳に書かないと、もちろん鍵はくれないわけです。

中垣課長 本当にその人が行ったかどうかというのが、先ほど、主査おっしゃったみたいに、精巧なカメラであればあれだということはあるかもしれませんが、銀行のATMのカメラなんかを見ても、なかなか。

八田主査 カメラじゃなくて動いているんです。動画で入ってくるのがパソコン上で見えるんです。統合帳場がありますから、統合帳場の人がそれを見ているということで、別に写真を撮るといっているのではないです。

中垣課長 画面が10個くらいあって、常にやっているという感じですか。

八田主査 部屋というか、ビルに入ってくる場所ですね。

中垣課長 何となく別の問題があるような気がしてきますけれども。

安念委員 しかし、それは現行の旅館業法でのレギュレーションでも同じ問題はあって、帳場で鍵を渡されますね。しかし、その人が本当に上まで行くかどうかは、ボーイさんでも必ずついていくというなら別だけれども、わからんと言えわからんわけですね。

八田主査 だから、むしろそういう大きなホテルは一切わからないですね。小さなホテルできちんと管理するところはいいでしょうけれどもね。

中垣課長 帳場の話は帳場の話で恐らくあるんだろうと思うんですけれども、あと、正直、本件で一番私が懸念するのは、結局、旅館業法というのは衛生の規範なので、構造設備その他というのを見て許可しているわけですよ。普通の旅館とかホテルであれば、例えば建て増しとかなんとかすれば、すぐわかるのでチェックできるんですけれども、本件だと、幾つかのものがネットワークだから、どこかが入ったとか出たとかというのは、なかなかチェックしにくいんじゃないかというのが1つ技術的な面だろうと思うんですね。

それからもう1つ、私が感じるのは、旅館業法というのは衛生規制の法律ではありませんけれども、医者の方の召喚義務じゃないですけれども、基本的には旅館は来た人を拒めないと書いてあるんです。明らかな伝染病とかなんとかじゃないと。そうすると、そういった問題が起きれば、それは何らかの処分なり何なりをして、処分を受けた人は何年間か営業できないとか、そんな仕組みになっているんですね。本件は、ある意味非常にフレキシブルな形なので、例えば何らかの処分を受けたときに、処分逃れみたいなものが非常に容易にできてしまうような気がするんですね。人がすぐ変われるとか。要するに基本の構造がないわけだから。

それから、これはうがちすぎなのかもしれないですけれども、そういった意味でいくと、ある意味客の選択みたいなものができてしまうのではないかなというのがすごく懸念するんですけれどもね。

安念委員 おっしゃる意味はどういうことですか。

中垣課長 基本的には客が来たら拒めないということになっているんですね。ところが、こういう形のものと、フロントなり何なりで、こういうところは紹介しないとかが、こう

いう人は入れないみたいなことが非常にしやすくなるんじゃないかと思うんですけどもね。旅館業法のあれからいくと、ちょっと変なのかなというのが1つ。

安念委員 そういう御懸念は、例えば小規模な民宿や何かでも旅館業のはずですけども、本当に許可をとっているかどうかは別問題として、本来なら許可をとってやらなければならぬ商売ですよ。

中垣課長 許可をとってやっていますし、非常に短い、シーズンのようなものは、普通ならとっているはずですけども。

安念委員 ほかでは生じていないという意味ではなくて、御懸念は、実は旅館業の範疇で旅館業の許可をきちんととっている業態でも、実は同じように生じているのではなからうかと思えますよね。例えば、これが適法なのか違法なのかという議論はあるいはあるのかもしれないが、一流のホテルは団体の旅行の客というのはとりませんよね。もちろんそれは応召義務類似の義務との関係で、違法では多分ないんだろうけれども、少なくともそういう泊ませ方はしないですよ。だとすると、御懸念のような事態というのは、在来型の旅館業の営業の仕方だと生じない、あるいは生じる可能性が非常に少なく、ネットワーク型だと生ずる可能性がより高まるとは、これはちょっと言えない話ではないかなと思うんですがね。

中垣課長 わりと簡単にモデルチェンジというか、マイナーチェンジができちゃう仕組みだと思えますよ。このネットワーク型というのは。

安念委員 そうだろうか。これは古民家ですから、あまり手を加えると魅力がなくなっちゃうわけですよ。元の形を現状有姿の保存というのは非常に重要で、古いところがいいわけだから。そこを妙にリフォームするわけにはいかんわけです。そうなっちゃったらお客さんは泊まってくれないから。

中垣課長 でも、例えば、町家に特定してやるということは、どこかのところが1カ所か2カ所、前のところははずして、別のところを入れて、帳場なり何なりのところは別の場所に移して、主催になるのは別の団体であると。許可を受けた人は別の人だということをやってしまうと、速やかにできてしまうわけですよ。

安念委員 それはモーターや何かだって同じじゃないですか。その可能性自体は。大きな国際級のホテルなら、氏素性がみんなにわかっているわけだから、おかしいことはできないけれども、地方の小さい、そう言っただけなんだけど、ラブホテルまがいのものについて言えば、あるいは小さい施設について言えば、課長がおっしゃるようなことは、蓋然性としては今だってあるんだと思いますよ。

中垣課長 ここは由緒正しい町家を活かしてという高い理念に立ってやろうとしていることですから、それでいくと、ちょっとどうかなと思うんですけどもね。

安念委員 そうでもないと思う。

米田委員 少し話は変わりますが、今回の要望は、いわゆる町家とか古い古民家とかをいかに地域振興のために役立てて観光資源としていくかというような観点から出てきてい

ますが、それと同じような事例として、農家民宿というのがありまして、農家民宿に関しましては、旅館業法ですとか食品衛生法の取扱いが緩和されております。例えば農家民宿においては、旅館業法上の面積要件が、普通は33平米以上を必要とされますが、それ以下でも簡易宿所営業の許可を得ることができるようにする緩和措置とか、あと、飲食物の提供で、農家の方が食べるのと同じようなものをある一定の規模でお出しするときには、いわゆる飲食店と同じような許可基準を受けなくても良いというような規制緩和があります。それと同様に、古い民家ですとか町家を宿泊所に使うときも、緩和措置を適用できないでしょうか。

中垣課長 農家民宿については、今おっしゃったような33平米でしたか、あれはたしか個別の法律が作られていることも踏まえて適用除外にしていると思うんですね。だから、私どもの立場として、本当に望ましかったかどうかというのはもちろんありますけれども、いわゆる特別立法というのはそういう立法でありますので、そういった形があった上でなされたものと、今回、どういう形でお考えなのかあれなんですけれども、運用なり何なりでやろうというのは、そこはちょっと違うだろうと思いますけれども。

米田委員 ネットワーク型ホテルという話を少しはずれますが、いわゆる古民家とか町家とか、古い武家屋敷とか、地方に行きますと、先ほど安念委員が言われたように、泊ってみたくなるノスタルジーとか魅力のある家があるわけですね。そういうところを宿泊所にすることによって地域観光振興を図ろうという動きは結構全国的な動きとしてあります。農家で適用されているような規制緩和を古民家とか武家屋敷みたいなところにも適用していただきたいという要望もきているんですが、それについてはいかがでしょうか。

中垣課長 まさに法律で言っているんですけれども、農林漁業体験民宿業なるものをするというものだけは外すということで、法律に書いてある業を対象にしているのであって、基本的に法律を踏まえて外しているものですから、今おっしゃっているようなものが特別に法律で立法してやれば、同じような話になるのかもしれませんが、そうじゃない限りは、基本的には衛生規制の法律なので、その部分を運用なり何なりで外すというのは難しいと思いますね。ネットワークホテルで一般化する議論と、今、米田委員がおっしゃったのはちょっと違うからあれなんですけれども。

米田委員 今のような要望も結構多いものですから、それについては前向きに検討していただきたいと思います。

中垣課長 そこは何が隘路になるんでしょうか。面積ですか。

米田委員 まず、飲食物については、飲食店と同じ許可基準を申請してもらうというのは、結構ハードルが高いように聞いていますが、もう少しアットホームな感じで泊まっていたら、古い家を体験していただきながら、そこで家庭料理のような郷土料理のようなものを召し上がっていただくというような観光がもっとフレキシブルにできるようになるといいなという要望が多くきいていると聞いています。

安念委員 あとはセキュリティ化だと思いますよ。つまり、避難階段とかそうしたもの

というのは、古民家がつけてしまうと、そもそも古民家の値打ちがなくなったり、平屋建ての場合は、窓を開ければ外だろうと、恐らくそういう発想なんだろうと思いますね。

中垣課長 いずれも私の所管の部分ではないので答えにくいんですけども、飲食のところというのも、そこは実際のあれから見てみると、何が違うんだという議論で、なぜそれをしなくても安全なのかというところと言えないと多分なかなか難しい。安全のところへいくと、どんなホテルでも、お化け屋敷へ行っても、緑色のランプがあって非常に興奮めだというのと多分同じようなことですよ。

八田主査 食品衛生に関して民宿というのはどういう定義なんですか。

中臣課長補佐 当課の所管ではない。

八田主査 課が違うわけですね。わかりました。

安念委員 これは法律の読み方というか、適用に関する知識を得たいので何うだけなんですけど、例えば旅館業の許可が得にくい、あるいは得られないので、短期の賃貸借という形で部屋を貸しているとか、あるいは都会ではウィークリーマンションという名前で一種のホテルサービス、メイドサービスをしているというサービスの形態はあるようなんですけども、法律の適用関係ではどういう名前、どういう看板、あるいは民法上はどのような形で契約をしているかとは関係なしに、旅館業法上の旅館業に当たるものをしていけば、旅館業法上の規制がかかる。つまり、旅館業の許可をとらなければならないという整理になっていると考えてよろしいですか。

中垣課長 おっしゃるとおりですね。

安念委員 わかりました。

米田委員 私も教えていただきたいんですけど、旅館業法を規制緩和をしているような、こういう物件については旅館業法を緩和しましょうというようなことは、農家以外にも結構行われているんですか。

中臣課長補佐 追加的に個別に適用除外しているものは農家民宿だけです。

米田委員 それをもう少し他のものにも、要望が具体的にあれば、規制緩和というのを検討してみるというようなことは考えられるんですか。農家だけじゃないと思うんですね。いろいろなものをこれから宿泊に使いたいというような要望は、全国的に増えていると思いますので、そういうものが具体的に挙がったときには、農家並みに緩和していくようなことをこれから考えていくという姿勢はおありでしょうか。

中垣課長 それを積極的に拡大していこうという立場にはないですね。

安念委員 農家民宿の特例というのはどういう筋から出てきたものですか。御省からのイニシアチブで出たものではないわけですか。

中臣課長補佐 構造改革特区ですね。グリーンツーリズムの推進の流れといろいろな流れの中で。

米田委員 そういったものの一環の中で古民家も使いたいとか、武家屋敷も使いたいとか、昔の豪農の家も使いたいというような、農家よりもっと大きな感じで、もう少し観光

的な要素も兼ねてやりたいというような要望が今出てきていますし、今、地域活性化のいろいろなプロジェクトの中でそういうことがさらにクローズアップされてくる傾向があるんですけども、それが具体的にきたときには、農家のときに検討していただいたような前向きな緩和に向けての検討をしていただければでしょうか。

中垣課長 前向きに検討と言われましても、正直申し上げますと、私どもの衛生規制の法律というのは、基本的には例外がないのが正しいやり方だと思っております。だから、どんなに制度をつくった人が善意で始めたとしても、いろいろな境界の線が落ちてきますし、衛生の部分というのは不公平感が出るというのは、私どもとしては好ましくないというふうに思っておりますので、農家のときに、特別法で一般法を外すというのは、まさに法律の中ではそういうやり方ありますので、それはあれなんですけれども、私どもとしてそういった例外をどんどんつくっていくというのは、本来私どもの目指すものとはちょっと違うというふうに思います。

米田委員 今、衛生法ではというふうにおっしゃいましたが、それでは、もう1つの善良な風俗の保持、そちらの方ではいかがですか。公衆衛生については、あまり例外は設けたくないというお話でしたけれども、それ以外の面ではいかがですか。旅館業法で緩和できるところは。

中垣課長 善良な風俗といったところ、例えば今おっしゃったような普通の旅館だったら、学校の100m以内は作れないけれども、武家屋敷だったら50mならいいかというのも、それはちょっとどうですかね。善良な風俗というと、パッと思いつくのはそういう感じなんですけれども、そこはあまり。

八田主査 まず、農家民宿を特別に規定したということは返す返すも悔しいことだったと考えるか、それとも、やはりあれは農民が自分たちで食べているものを出すということだから、普通の旅館とは違って、家庭の延長としてやったんだというふうに考えて、積極的に認めるかによって今後の対応は異なると思います。もし積極的に評価するとすると、農家だけでなく、古民家とかそういうところでも、自分のところで食べているようなものを出すということは、米田委員の直感に似たものとして認めるべきだということが恐らく背後にあるのだと思うんですね。そこを自分のところで食べているかどうかというので仕切っていくというのは非常に難しいことですから、別の仕切り方を考えて、民宿から少しずつ範囲を広げていって、似たようなものを含められるように拡張していくということは、ある意味では世の中をよくする。要するに、営業の自由があって、人々が新しいチャンスを選択できるということは望ましいことですから、このことに関して、民宿については非常によかったんだと考えると、それと似たようなものをできるだけ広げていくということが有用なのではないかと思えますけれどもね。

中垣課長 今、主査がおっしゃったのでいくと、確かに規制をなくした方がいいというのでいきますと、一般には経済的規制はなくした方がいいと思うんだけど、衛生規制のものというのは、基本的には被害が起きたときに、いざ何か起きて、事故なり起きて、

食中毒が起きたとか、あるいは旅館なんかだと、去年、ノロウイルスでいろいろ問題が起きて、それは営業のこともいろいろあったんですけども、そういうことを考えていくと、私どもとして規制緩和に抵抗していると言われるのは、必ずしもうれしくはないですけども、規制はどんどん外すべきだから、こういった旅館なり何なりも外していくのが正しいんだという立場にはなかなか立てないというのが1つ。

あとは、農家のところでいって、これを広げた方がいいのかどうかということについては、これは私の立場では、さっきも言いましたけれども、衛生のものについては、基本的には平等性なり何なりからいくということと言うと、例外でどんどん外していって、米田委員がおっしゃっているのも、八田主査がおっしゃっているのも、明らかに僕は善意でおっしゃっていると思うんですね。そういういいところがちゃんとやれるようにということなんだけれども、これをきちんとやる武家屋敷なり何にしても、恐らくたくさんあるでしょうから、そういうのが出てきたときに、全部どこまでいいんだといったことをやって、それじゃ、こういった要件を云々というのを本当につくっていくというのが、現時点において本当に現実的かどうかというのがちょっと。

八田主査 非常に難しい問題だというのはよくわかります。例えば、農家でまず食品衛生をきちんとした法律をつくらなければいけない、それは当たり前のことですね。不特定の人が来る場所で厳しくなければいけない、それも当然のことです。だけれども、一方で家を出しているものを一緒に食べる民宿と、不特定多数の人をたくさん入れて、だれも家の人が食べないようなホテルと同列に並べるのも不適切だということも、常識的なことだと思うんですね。しかも、被害も小さいですよ。人数が小さければ、民宿の場合には対応する人数も恐らく帝国ホテルよりはるかに小さいと思う。

それで、そういうような条件が満たされているところでは、衛生のこともきちんと考えながら、しかし、他の利便のこともうまく組み合わせて、せめぎ合いをちゃんと整理しながらいくということが、できるのではないかというふうに考えるんです。町家とか古民家というようなことで、もちろん古民家なら何でもいいというわけではないでしょうが、一定の条件をつけて、民宿と基本的に同じ性質をそっちの方に当てはめていく。基準をやっていくということではできるんじゃないかということだと思いますけれどもね。

安念委員 恐らく検討の方向は、おっしゃるように、当局のお立場としては、衛生の一般的なスタンダードを下げた例外を認めると言われて、はい、それは認めますということが言えないのはある意味で当然のことですよ。それは一般的、普遍的でなければならぬ。だとすると、現在行っている規制と形は違うけれども、エクイバレントな水準を確保できる方法があるかという問題じゃないかと思うんですね。先ほどの帳場の問題もそうですけれども、つまり一種の性能規制みたいなもので、こういう材料を使えとは言わないが、こういう材料を使ったのと同じ耐震性を持たせると、こういった方法が旅館業というものにおいても考えられるかというのが課題なんじゃないかという気がしますね。

中垣課長 あとは、旅館業であれば、何か法律違反なり何なりがあれば、それは罰則な

り何なりの規制があって、旅館を閉める、いろいろできるわけですね。今おっしゃったような形のものであると、町家なり武家屋敷というのは、多分旅館をやめても、そのものとしてはそのままずっとあるわけですよ。それで普通に営業というか、できるわけですよ。それでいくと、そういった一定の規範を守ること、遵守させることの担保みたいなのが少し違うのかなというのはありますよね。

あとは、あまり技術的な話に入りたくないですけども、中身の話ではないのであれなんだけれども、旅館とは何ぞや、みたいな議論に最後はどうも行き着いてしまうような気もするんですけどもね。今のお話をしていくと。

米田委員 ぜび旅館とは何ぞやについて考えていただきたいと思っているのは、地方が今だんだん衰退に向かっていくところも少なからずある中で、都会と地方で人が交流するということは、すごく地方を活性化することなんです。でも、地方というのは、大きなホテルを建てるだけの観光客が最初から見込めているわけじゃないときには、そこにある家に宿泊してもらうことによって、より一層都会と地方の交流を増やすことができるわけですね。そこで、実は旅館業法というのが壁になって、本当は人が泊まれる施設があるにもかかわらず、泊めると違法になるという状況があると、それがもう少し緩和されると、交流人口が増えて、地方が活性化するということがありますので。

中垣課長 ただ、一面でいきますと、旅館業というのは、今、どちらかというとも減っているんですね。だから、そういった新しい形のもものが参入してくるとというのは、今ある旅館の形態というのをある意味圧迫することになるでしょうし、別に既存のものを守ることがすべて是とは思いませんけれども、そういった面もあるということも考えていただけるとどうかと思います。

今、確かに言った、田舎なり温泉なり、小さなところでも、非常に経営の悪化しているところも多いので、そういった意味で、ある意味、もともとの設備投資の金が少ない形でそういったものが非常に参入しやすい形になって、参入と同時に退出もしやすいのだと思います。そういったものが来ることによって、既存の旅館なり何なりが非常に圧迫されるということは考える必要はあろうかと思えます。

八田主査 今おっしゃったのは、国の政策としては、元来、考慮すべき点でないと思えますね。先ほどの帳場について、不特定の人が入ると困るとか、そういうことは確かに対処すべきだけれども、需給調整で既得権を守るために消費者の利益だとか新規参入者の利益を阻害してもいいというのは、まずいと思うんですよ。

中垣課長 ただ、参入については、基本的には参入条件みたいなものはなるべくそろえてやる必要はあるのかなと思うんですけども、基本的に新しく入ってくるものが非常に有利な条件を設定するということが本当に正しいのかどうか。

八田主査 既存の人を守るためにそれをするんじゃなくて、消費者の利益を最大限活かしながら、元来の規制の目的をどの程度うまく達成できるかというのが基準であるべきだと思うんですよ。だから、いろいろおっしゃった理由の中で、今の最後のはむしろそう

いうことはなおさら自由化すべき話で、既得権を守るために消費者の利益や新しいビジネスチャンスをつくろうとしている人の利益を阻害すべきではないと思うんですね。それは構造改革とかなんとかという議論の中で真正面にぶつかる既得権擁護の議論だろうと思うんですね。我々もそれがもしあるなら困るなと思っていただけですよ。

中垣課長 既得権擁護というか、それを言うつもりもないですけども、ただ、現実に旅館業なるものはいろいろな規制がかかっている、いろいろな負担を受けている中で、もちろん新しいニッチなものというのは、多分そういうものなんだろうと思うんですけども、だからそれが既存の業者の利益を守るという立場に立つのか、それとも、さっき言ったことに戻ってしまうのかもしれない。そもそも旅館なりホテルというのは一体何ぞやということに恐ろしくなるんだらうと思うんですね。それは、私どものイメージしているものと恐らく委員がイメージしているものが多分あるんだらうと思うんですが、実際にそのものを外に生み出してしまえば、それはどんなものができ上がるかというのは、我々の想像する以上のものがいろいろできてくるわけなので、基本的に先生方は恐らく性善説に立っていらっしゃる。我々は規制官庁ですから、どちらかという性悪説に立った発想に立っている、こういうようなことを言っておるわけなんですけれども、だから、先生おっしゃったみたいに、既得権擁護のために言っていると思われる、私も本心ではありませんけれども、ただ、実際に制度としてやっていく際には、そういった議論も出てくることはあるのかなと思うということを、新しく地方の人たちを助けるためというふうにおっしゃったので、その地方の中でそういう人もいるというのを言っただけです。

八田主査 時間がなくなりましたので、米田さん、最後に質問を短く。

米田委員 ちょっとつけ加えますと、ヨーロッパの古いお城が宿泊所になることによって、泊まる場所そのものが観光になっていくというスタンスもあるので、旅館は何ぞやという話を考えると、旅館はただ泊まる場所ではなくて、泊まることで観光を楽しむところにもなり得るわけですね。歴史的なところに泊まったりすることが。そういう意味からも、旅館そのものも観光の1つの要素であるということもぜひ検討していただきながら、さらにいろいろ進めていただきたいと思います。

八田主査 今日のお話で、さっきの民宿との何らかの首尾一貫した考え方ができればいいということもありますし、帳場のことですね。帳場のこと、ネットワークに関しては、かなり鍵になることですので、その辺、ぜひ御検討いただければと思います。

あと、安念さんは、付け加えることがありますか。

安念委員 もう結構です。お立場はよくわかります。

中垣課長 なかなか難しいということを申し上げたということです。よろしくお願いたします。

八田主査 遅くまでどうもありがとうございました。

- 以上 -